

第15回

# 福岡県公民会大会

昭和42年5月14日▶15日

豊前市市民会館

福岡県公民館連合会 福岡県教育委員会 豊前市教育委員会 行橋市教育  
委員会 京都・築上郡公民館連合会 福岡県明るく正しい選挙推進協議会



## ニッポンへ行ったら ヤマハに寄ろう

ケンプ、ゼルキン  
ギーゼキング、クラウス……

日本をおとずれる  
ピアノの巨匠たちは  
多忙な日程の1日を  
かならずヤマハ訪問に  
あてています。  
ヤマハのすばらしい品質が  
欧米各地での  
すばらしい名声が  
巨匠の足を自然に導いて  
くるのです。

# ヤマハピアノ



日本楽器製造株式会社九州支店  
福岡市明治町3丁目77 ㊦2151

も く じ

第15回大会に際して……………	1	パネル討議……………	37
みんなで歌おう……………	2	記念講演……………	38
第15回福岡県公民館大会要項……………	3	(資料)	
大会日程……………	5	福岡県公民館の現状……………	39
大会役員……………	6	福岡県公民館大会の推移……………	43
昭和42年度公民館優良役員表彰者一覧表…	7	最近建築の公立公民館から……………	44
昭和42年度優良公民館分館表彰一覧表……………	9	公民館のあるべき姿と今日的指標	
分科会の構成……………	11	(全国公民館連合会中間報告) ……	45
分科会の事例提供資料……………	12		
第1分科会(学習活動)……………	13		
第2分科会(地域活動)……………	19		
第3分科会(青少年活動)……………	22		
第4分科会(政治学習)……………	25		
第5分科会(施設・設備)……………	27		
第6分科会(配置と職員)……………	30		
第7分科会(公立と類似)……………	34		

公民館の歌

(自由の朝)

快活に ♩ = 104

下総統一作曲

一へ いわの はるに あたらしく  
二こ ころの はなの に おやかに  
三は たらく もの やすらかに

どを おこす よろこびも 三三 三三 三三  
どに ひらく ゆかしさも 三三 三三 三三  
どに いさる たのしきも 三三 三三 三三

つどいからとま けあう ころなご やーか  
つどいからま ぼーを ころなご つくーし  
つどいからま いーに なごむひ とーさ

にい じ 地うの あさを たくえよう  
いんか いずみ たくえよう  
に あすへの ちから そだてよう

- 一、平和の春に あたらしく  
郷土を興す よろこびも  
公民館の つどいから  
とけあう心 なごやかに  
自由の朝を たたえよう
- 二、心の花の にこやかに  
郷土にひらく ゆかしさも  
公民館の つどいから  
希望を胸に 美しい  
文化の泉 くみとろう
- 三、働くものの 安らかに  
郷土に生きる たのしきも  
公民館の つどいから  
まどいになごむ ひとときに  
明日への力 そだてよう

## 第 15 回 大 会 に 際 し て

福 岡 県 公 民 館 連 合 会

会 長 守 田 道 隆

私たち公民館を愛し、育てて苦楽を共にしてきた関係者は毎年一回一堂に会して「公民館のあるべき姿」を求めて大会を重ねてまいりました。そして今回は実に15回を数えるにいたりました。

歩いてきた道をふりかえてみると、私たちはその時、その時の公民館をめぐる切実な課題と真剣に取り組んできたことが、今さらのように新たな感慨を呼び起します。私たちは、昨年度は公民館の中核的な役割を「学習」と「創造」にあるとし、その中心テーマを「住民の創造的生活の確立を目指す自主的な学習活動を育てる」ことに設定しました。

今回は、この研究討議の成果を具体的な活動の中で実践してきた事例をもちより、激しく変貌を続ける社会の中で明日の生活を築く道を探ろうとの願いをこめて、第一の研究の柱として「今日の生活をみつめ、明日の生活を築く活動のために公民館はどのような役割を果たすべきか」と大会参加者のみなさんに呼びかけることにしました。

公民館の施設の近代化と整備のテンポは昨年から今年にかけて一段と高まり、41年度には実に18館の公立公民館が新たに建設されたことをみなさんとともに心から喜びたいと思います。このことは公民館の振興に労苦を共にしてきた者にとって最大の励みでもあります。

しかし、このような施設面の充実をもって満足するには現在の社会教育——とくに公民館に課された課題はさらに大であることに思いをいたさずにはまいりません。一方では、運営の効率化を求めて公民館配置の問題が切実な課題として公民館関係者の前に提示されてきております。このことは単に公民館の数の問題であるだけでなく、そこで何をやるのかという教育活動の一段と深い検討と研究がわれわれに求められているものとも受けとるべきでしょう。新しい施設は出来ても、これを本当に生かすかどうかはあくまでこれを利用する住民のみなさんと、ここにおける教育活動を企画、組織、指導、助言する公民館職員の資質と力量にまつところが大であります。「公民館主事」の職名をとってても今日なお法規定にもとづく名称ではありません。その専門的資格として如何なる内容が要求されるのか、またその専門性を保障する身分と研鑽の道をどのようにして確立していくのか。このような基本的問題さえも未だ解決をみていないのであります。

そこで今大会の第二の柱として「公民館の施設・設備の充実と望ましい配置ならびに職員体制のあり方はどうあるべきか」と設定することにしました。

このふたつの柱は、公民館にとっていずれも根底的な課題であると考えられます。この大会では、便宜上第一の柱については、公民館利用者の立場からとして第一部門を、第二の柱としては公民館職員の立場からとして第二部門を構成しました。

しかし、この両課題はいずれも、公民館の利用者と職員が一体となって研究し討議を重ねながら、実践的に解明していくべきものです。全国公民館連合会でも、これらの問題にとりくむべく昨年「公民館のあるべき姿と今日的指標」の中間報告を発表し公民館関係者に広く問いかけました。その内容はあまりに雄大すぎて現実にそぐわないとの批判もあるようです。しかし私たちに迫られている課題は、あくまで公民館の現実に目をすえつつも、日本の将来にわたる社会的要請に答えるところの真に教育的な、来るべき未来への展望をもった「公民館の構想」なのです。

どうかこの記念すべき第15回大会においてお互いの苦悩と願いを出しあい、力強い公民館の明日を切り開く稔り多い研究と討議を心から期待いたします。

# —— みんなで歌おう ——

## たのしいね

たのしいね 両手をあわすと  
たのしいね パチンと音がする  
あなたの右手 わたしの左手  
あわせてみよう (ほらね)  
ぐっとすてきな 音がする  
ぐっと明るい 音がする 音がする

たのしいね (ラララン)  
口をあけると (ラララン)  
たのしいね (ラララン)  
いろんな声が出る (ラララン)  
あなた声と わたし声  
あわせてみよう (ほらね)  
ぐっとすてきな 歌になる  
ぐっと明るい 歌になる 歌になる

ランラララララ……

ランラララララ……

みんなて手びょうし みんなでうたおう  
あわせてみよう (ほらね)  
ぐっとたのしい 音がする  
ぐっとたのしい 歌になる 歌になる

## 銀色の道

- 1, 遠い遠い はるかな道は  
冬の嵐が 吹いてるが  
谷間の春は 花が咲いてる  
ひとりひとり 今日ひとり  
銀色の はるかな道
- 2, ひとりひとり はるかな道は  
つらいだろうが 頑張ろう  
苦しい坂も 止まればさがる  
続く続く 明日も続く  
銀色の はるかな道
- 3, 続く続く はるかな道を  
暗い夜空を 迷わずに  
二人の星よ 照らしておくれ  
近い近い 夜明けは近い  
銀色の はるかな道

## 手のひらに太陽を

- 1 僕らはみんな生きている  
生きているから歌うんだ  
僕らはみんな生きている  
生きているからかなしいんだ  
手のひらを太陽にすかしてみれば  
まっかに流れるぼくの血潮  
みみずだって、おけらだって、あめんぼだって  
みんな みんな 生きているんだ 友達なんだ
- 2 僕らはみんな生きている  
生きているから笑うんだ  
僕らはみんな生きている  
生きているから うれしいんだ  
手のひらを太陽に すかしてみれば  
まっかに流れる ぼくの血潮  
とんぼだって かえるだって みつばちだって  
みんな みんな 生きているんだ 友達なんだ

## ドレミの歌

ドは ドーナツの ド  
レは レモンの レ  
ミは みんなの ミ  
ファは ファイトの ファ  
ソは 青い空  
ラは ラッパの ラ  
シは しあわせよ  
さあ 歌いましょう  
(くりかえします)

ドレミファソラシド

ドレミファソラシド

ドミミ ミソソ レファファ ラシシ

ドミミ ミソソ レファファ ラシシ

ドミミ ミソソ レファファ ラシシ

ドミミ ミソソ レファファ ラシシ

(ソドラファミドレ)

ドミミ ミソソ レファファ ラシシ

(ソドラシドレド ラララ……)

どんな時にも 列を組んで  
みんな楽しく  
ファイトをもって  
空をあおいで  
(ランララララ ラン)  
ランララララ ラン  
(ランララララ ラン)  
しあわせの歌 さあ 歌いましょう  
ドレミの歌  
ドレミファソラシド ソド

# 第15回福岡県公民館大会要項

## 1. 主 催

福岡県公民館連合会  
福岡県教育委員会  
豊前市教育委員会  
行橋市教育委員会  
築上郡公民館連合会  
京都郡公民館連合会  
福岡県明るく正しい選挙推進協議会

## 2. 後 援

福 岡 県  
豊 前 市  
福岡県市長会  
福岡県町村長会  
福岡県市議会議長会  
福岡県町村議会議長会  
福岡県都市教育委員会連絡協議会  
福岡県地方教育委員会郡部連絡協議会  
福岡県青少年問題協議会  
福岡県新生活運動協議会  
福岡県視聴覚教育協会  
福岡県貯蓄推進委員会  
福岡県社会福祉協議会  
福岡県農協中央会  
福岡県父母教師会連絡協議会  
福岡県郡市婦人会連絡協議会  
福岡県青年団協議会  
福岡県子ども会育成連絡協議会  
財団法人公明選挙連盟

## 3. 大会研究主題

今日の生活をみつめ、明日の生活を築く活動のために、公民館はどのような役割を果たすべきか。そのための施設・設備の充実と望ましい配置はどうあるべきか。

## 4. 期 日

昭和42年5月14日(日)・15日(月) 2日間

## 5. 会 場

豊前市市民会館(主会場) 豊前市八屋町

## 6. 参 加 者

- (1) 公民館を個人や団体で利用している人
- (2) 社会教育関係団体（婦人会，青年会，こども会，PTA，文化，学習サークル）に属する人
- (3) 部落・町内公民館の関係者
- (4) 学校教育の関係者
- (5) 公民館と関係のある行政機関・団体の人
- (6) 公民館関係者（館長，公民館主事，その他職員，運営審議会委員など）

## 7. 日 程

### 第1日（5月14日）

- 9.30 受付，歌唱指導  
10.30 開 会 式  
11.00 表 彰 式  
11.20 一 般 報 告  
11.30 大会のしくみの説明  
12.00 昼 食  
12.40 分 科 会  
16.00 分科会終了

### 第2日（5月15日）

- 9.30 速 報 配 布  
10.00 パネル討議  
12.00 昼食，レクリエーション  
13.00 記念講演  
14.30 大会宣言と決議  
14.40 閉 会 式  
15.00 解 散

## 8. 分科会構成

### 第1部門 『わたしたちの生活・教育・文化を高める活動のため，公民館にどのような役割をのぞむか』

——公民館利用者の立場から——

- 第1分科会（学 習 活 動） 「生活に結びついた学習展開の場として，公民館にどのような役割をのぞむか」  
第2分科会（地 域 活 動） 「地域社会を明るく，住みよいところとするため，公民館にどのような役割をのぞむか」  
第3分科会（青少年活動） 「青少年の活動を育てるため，公民館にどのような役割をのぞむか」  
第4分科会（政 治 学 習） 「身近な生活の中で政治を理解し，住民の政治への関心を育てるため公民館にどのような役割をのぞむか」

### 第2部門 『公民館の施設・設備・配置・職員体制はどうあるべきか』 ——公民館職員の立場から——

- 第5分科会（施設・設備） 「公民館の新しい施設・設備のあり方をめぐって」  
(新設公民館の機能検討)  
第6分科会（配置と職員） 「公民館の望ましい配置と職員体制のあり方をめぐって」  
(全公連中間報告をふまえて)  
第7分科会（公立と類似） 「公立公民館と部落・町内公民館の関連のあり方をめぐって」

# — 大 会 日 程 —

**第 1 日** 5月4日

**9.30** 歌唱指導

指導 福岡市教育委員会 藤井重之氏

**10.30** 開会式典

開式のことば 県教育庁社会教育課長 結城 庸夫

あいさつ 県公民館連合会長 守田 道隆

県教育委員会教育長 城取 文男

豊前市教育委員会教育長

末元 寿夫

来賓祝辞 豊前市長 浦野 浩

祝電披露 豊前市教委社会教育課長

山本 信義

閉式のことば 豊前市中央公民館長 鳥谷一八郎

**11.00** 表彰式

表彰状と記念品の贈呈

会長のことば

受賞者代表のことば

**11.20** 一般報告

福岡県公民館連合会事務局長 結城 庸夫

**11.30** 大会のしくみの説明

福岡県教育庁社会教育主事 水摩 安正

**12.00** 中食 分科会場へ移動

**12.40** 分科会

分科会進行の基準

1. 開会のことば 司会者紹介(会場責任者)

2. 分科会諸役員の紹介 (司会者)

3. 運営方法の説明 (司会者)

4. 事例発表または質疑

5. 研究討議

**16.00** 分科会終了

**第 2 日** 5月5日

**9.30** 速報配布

**10.00** パネル討議

登壇者 佐藤千代吉(佐賀大学教授)

奥村 利雄(若宮町平地区)

近藤 節子(大牟田市倉永校区婦人会)

坂井 金次(甘木市教委社会教育課長)

久我 貞美(稲築町公民館主事)

司会者 水摩 安正(県教育庁社会教育主事)

**12.00** 中食・レクリエーション

**13.00** 記念講演「地方自治と住民の学習」

講師 星野 光男

**14.30** 大会宣言と決議

**14.40** 閉会式典

開式のことば 県教育庁社会教育課長 結城 庸夫

あいさつ 県公民館連合会長 守田 道隆

閉式のことば 豊前市教育委員会  
教育長 末元 寿夫

**15.00** 解散



# 大 会 役 員

<b>名誉会長</b>	福岡県教育委員会教育長	城取 文男	<b>運営委員</b>	田川市	〃	〃	豊田 朝男
<b>会長</b>	福岡県公民館連合会会長	守田 道隆		〃	行橋市	〃	岸本 信雄
<b>副会長</b>	〃	副会長 春永 孚		〃	豊前市	〃	山本 信義
	〃	〃 亀谷 長栄		〃	糸島郡前原町教委教育長		庄島 五郎
	福岡県明るく正しい選挙推進協議会			〃	三潴郡三潴町公民館長		木下 福二
	会長 根津菊次郎			〃	嘉穂郡碓井町教委社会教育課長		野見山友司
	豊前市教育委員会教育長	末元 寿夫		〃	鞍手郡鞍手町教委社会教育主事		金川 明敏
<b>参 与</b>	福岡県知事	亀井 光		〃	京都府豊津町公民館長		渡辺 虎夫
	豊前市長	浦野 浩		〃	筑上郡大平村公民館長		榎垣 菊雄
	福岡県市長会会長	阿部 源蔵		〃	県教育庁京都出張所長		加来 春治
	福岡県市議会議長会会長	石橋 幸八		〃	福岡県公民館連合会事務局長		結城 庸夫
	福岡県町村議会議長会会長代理			〃	〃	事務局	水摩 安正
	副会長 井上 達雄			〃	大会準備委員長		鳥谷一八郎
	福岡県都市教育委員会連絡協議会会長	石井 哲夫		〃	教育庁築上出張所長		尾園 政一
	福岡県地方教育委員会			<b>準備委員長</b>	豊前市中央公民館長		鳥谷一八郎
	郡部連絡協議会会長	渡 秀雄		<b>準備委員</b>	〃 市教委社教課長		山本 信義
	福岡県貯蓄推進委員会会長	坂田 忠雄		〃	〃 市中央公民館主事		柿木 芳雄
	福岡県社会福祉協議会会長	原田平五郎		〃	行橋市市教委社教課長		岸本 信雄
	福岡県農協中央会会長	森部 隆輔		〃	〃 市教委社教係長		山中 募
	福岡県父母教師会連絡協議会			〃	〃 市稗田公民館長		定野 保
	会長 田中 義忠			〃	筑上郡吉富町公民館主事		是木 光
	福岡県郡市婦人会連絡協議会			〃	〃 大平村公民館長		榎垣 菊雄
	会長 内野 梅子			〃	県教育庁築上出張所係長		三田 豊水
	福岡県青年団協議会会長	藤井 昇		〃	京都府豊津町公民館長		渡辺 虎夫
	福岡県子ども会育成連絡協議会			〃	〃 苅田町教委社教主事		間馬 富祐
	会長 越智 美雄			〃	県教育庁京都出張所係長		吉武駿次郎
<b>運営委員</b>	北九州市教委社会教育主事	川上 龍馬		〃	福岡県公民館連合会事務局		水摩 安正
	福岡市教委社会教育課長			〃	福岡県公民館連合会事務局		川崎 隆夫
		青木 崇					
	甘木市	〃		〃			
	坂井 金次						
	八女市	〃		〃			
	大坪 岩太						
	直方市	〃		〃			
	山近 正彦						

## — 昭和 42 年 度 公 民 館 優

番号	市 郡 名	被表彰者氏名	所属公民館名	役 職 名	在職期間
1	福 岡 市	古 賀 幾 次 郎	福岡市立大楠公民館	館 量	S 32.4.1 S 42.4.1
2	久 留 米 市	井 上 茂	久留米市 南薫公民館	嘱 託	S 31.7.1 S 42.4.4
3	大 牟 田 市	境 貫 治	大牟田市 市公民館	運営審議会委員	S 26.4.4 S 42.4.4
4	北 九 州 市	小 柳 節 雄	北九州市門司区高砂公民館	館 長	S 29.4.4 S 42.4.4
5	〃	延 吉 照 安	〃 小倉区東谷公民館	事 務 吏 員	S 32.5.5 S 42.4.4
6	〃	増 岡 登	〃 戸畑区牧山公民館	館 長	S 28.4.4 S 42.4.4
7	直 方 市	武 末 新 徳	直方市 社会教育課	社会教育主事	S 27.9.9 S 42.4.4
8	田 川 市	平 井 勝	田川市 桜町公民館	館 長	S 30.4.4 S 42.4.4
9	飯 塚 市	田 上 辰 雄	飯塚市 鯉田上町公民分館	館 長	S 28.4.4 S 42.4.4
10	柳 川 市	野 口 武 男	柳川市 中牟田公民館	館 長	S 24.8.8 S 42.4.4
11	山 田 市	白 井 善 弘	山田市 大橋公民館	館 長	S 28.4.4 S 42.4.4
12	甘 木 市	武 井 善 一 郎	甘木市 安川公民館	運営審議会委員	S 29.4.4 S 42.4.4
13	大 川 市	大 坪 勝 利	大川市 大川公民館	公民館主事	S 32.4.4 S 42.4.4
14	大 川 市	能 登 万 蔵	大川市 木室公民館	運営審議会委員	S 25.11.11 S 42.4.4
15	行 橋 市	毛 利 蕃	行橋市 延永公民館	公民館主事	S 32.4.4 S 42.4.4
16	豊 前 市	柿 木 芳 雄	豊前市 中央公民館	公民館主事	S 31.4.4 S 42.4.4
17	中 間 市	梶 野 鶴 夫	中間市 片山町内公民館	館 長	S 30.4.12 S 41.12.12
18	筑 紫 郡	八 尋 久 義	那珂川町 上梶原公民館	館 長	S 32.4.4 S 42.4.4
19	筑 紫 郡	村 山 栄	春日町 桜ヶ丘町内公民館	館 長	S 29.4.4 S 42.4.4
20	粕 屋 郡	近 藤 清	志賀町 西戸崎公民館	館 長	S 26.4.4 S 42.4.4
21	宗 像 郡	千々和 英 雄	宗像町 南郷野坂公民分館	館 長	S 31.4.4 S 42.4.4
22	鞍 手 郡	久 保 梅 二	小 竹 町 公 民 館	館 長	S 31.10.10 S 42.4.4
23	嘉 穂 郡	松 岡 俊 雄	碓 井 町 公 民 館	主 事	S 31.4.4 S 42.4.4
24	嘉 穂 郡	勝 野 友 良	穂波町 教育委員会	社会教育委員	S 26.4.4 S 42.4.4
25	八 女 郡	西 村 哲 雄	上 陽 町 公 民 館	館 長	S 29.4.4 S 42.4.4
26	山 門 郡	浜 武 健 二 郎	瀬 高 町 公 民 館	館 長	S 22.4.3 S 42.4.3
27	田 川 郡	戸 渡 よ し ゑ	添 田 町 中 央 公 民 館	運営審議会委員	S 32.4.4 S 42.4.4
28	京 都 郡	広 瀬 正 美 知	荻 田 町 公 民 館	運営審議会委員長	S 22.4.4 S 42.4.4

# 良 職 員 表 彰 者 一 覧 表 ——— 優

表	彰	理	由
公民館長として10年の長期間同和地区を含む環境の中で住民の自主活動を育てると共に、市公連会長として活躍公民館の進展に寄与した。			
青少年教育を主体に、時代に即した事業を企画実施し卓越した理論と実践力で著しい功績をあげた。			
長年地域公民館長、校区連絡協議会長、市社会教育委員等歴任、公民館建築、新生活運動と市の公民館活動推進に果たした役割は顕著である。			
公民館の中で青少年の育成に力を注ぎ、組織づくり、活動の指導等平和な村づくり運動に果たした功績は大きい。			
学級育成を重点に、青少年の健全育成、社会体育と勝れた公民館経営を実施し住民の自主的活動を育てた実績は高く評価されている。			
昭和28年以降公民館運営委員、委員長を歴任社会教育推進に尽力、地区公民館長に就任するや、青少年教育、成人教育を重点にすすめるとともに施設の充実に意を注ぎ地域社会の教育、福祉活動に貢献した。			
中央公民館主事および、社会教育主事として15年間青年教育および婦人教育に、勝れた指導理念をもって市の社会教育、公民館の振興につとめた。			
市公連会長、市公民館運営審議会委員長、社会教育委員長として市社会教育推進の中核者として果たした役割は大きく、公民館長としても子供会、青年団、婦人会、老人クラブの組織化に尽力されている。			
分館設立当初から、分館主事となり以後10年間分館運営と活動の推進住民の福祉向上に尽し大きい成果を収めた。			
公民館誕生以来18年間青少年の育成地域の環境衛生美化等に尽力、明るい部落づくりに献身、その実績は他の模範とするところである。			
14年間公民館職員或は館長として施設の整備充実を図り、地区住民の生活文化の向上に尽した功績は大である。			
公民館運営審議会委員及び議長として市公民館発足以来13年、成人教育をすすめる多くの困難と斗って地区公民館を建設する等地域社会及び住民の文化向上のために大きい功績をのこした。			
公民館経営のあるべき姿の追求に地道な努力を重ね、学習活動を通じ地域住民の民主化学習の生活化を促進すると共に、公民館の条件整備し地域社会の中に公民館の役割を確立した。			
16年の長期間校区公民館活動の推進に当る特に分館建設に尽力した。なお全市的視野から公民館の重要性を住民に認識させ公民館の職場改善向上に協力その功績大。			
社会教育委員、公民館運営審議会委員、公民館主事として、社会教育推進のための組織づくり教育内容の刷新充実につとめ近代的市民づくり環境づくりに尽した功績顕著である。			
新生活運動、分館活動の推進、婦人学級、子供会の育成等終始一貫公民館活動の担い手として、地域の文化の向上につとめ大きい成果をあげた。			
町内公民館長として、子供会、青年団体の育成、特に区内高校生の指導に熱心にとりくみ、明るい町づくりに貢献した。			
すぐれた手腕と識見で部落公民館の組織機構を整備し、民主的運営によって分館事業をすすめる、部落分館のあり方を明らかにし他部落に大きい影響を与え、その推進に大きく貢献した。			
町内公民館長として、公民館活動不在といわれる住宅地に公民館を建築、町における町内公民館活動の方向づけをした功績は非常に大きい。			
地区公民館運営審議会委員、公民館長として16年長きにわたり青少年教育に努力。施設の充実に意を注ぎ、社会教育の推進に貢献した。			
公民館長就任以来子供会、育成会等の組織化を通じ青少年の健全育成につとめ、分館建築による施設を充実し、地区住民の教育活動に大きく貢献した。			
社会体育の振興につとめ、健康づくり、新生活運動の推進に献身的に努力。明るい町づくり顕著な功績を収めた。			
高校卒業後一貫して公民館職員の職にあり、施設の新築、子ども会、読書活動、視聴覚教育、青年団のグループ育成等の指導に努め、産炭地社会教育の確立に活躍中である。			
町内子供会指導者協議会の結成、町立青少年野営訓練所の建設、ジュニア・リーダー研究組織づくり等すぐれた実績をあげた。			
長年公民館長として住民の意識啓発につとめ、社会教育団体の育成に尽力地域住民と一体となり町づくりに貢献した。			
公民館主事の増員設置、部落公民館町負担、教委規則制定、専任公民館長設置等公民館推進のための条件を整備本町公民館活動の基礎をつくった功績はきわめて大きい。			
中央公民館の建設運営に積極的に参加推進の役割を果たした。また町婦人会の発展に永年に亘り尽瘁すると共に活動を通じ町行政、社会福祉に絶大の貢献をした。			
文化活動、サークル活動の推進、公民館専任主事の設置促進等地道に20年間公民館社会教育のよい相談者として公民館活動の推進に寄与した。			

— 昭和 42 年 度 優 良 公 民

番号	市 郡 名	公 民 館 名	公 立 類 似	所 在 地	館 長 名	施 設		
						面 積	黒 板	机
1	福 岡 市	福岡市立原公民館	公 立	福岡市福陵町1の13	小 島 三 司	310	3	40
2	久留米市	久留米市 小森野公民館	公 立	久留米市小森野町2の32	笠 井 半 蔵	242	4	15
3	北九州市	小倉区市丸公民館	公 立	北九州市小倉区大字市丸 454	山 下 馨	271	4	30
4	〃	門司区猿喰公民館	類 似	北九州市門司区猿喰	渡 辺 賢	130	2	4
5	直 方 市	直方市 山部第四公民館	類 似	直方市山部四区	花 田 勘 平	105.9	3	5
6	田 川 市	田川市 上伊田東公民館	類 似	田川市上伊田東	末 広 久 吉	85	2	30
7	飯 塚 市	飯塚市 東新町公民分館	類 似	飯塚市大字東新町	甲 斐 利 秋	185	2	20
8	大牟田市	大牟田市 新道公民館	類 似	大牟田市大字倉永106の12	近 藤 新 次 郎	190	2	15
9	大 川 市	大川市 川口公民館南分館	類 似	大川市大字一木1267	横 田 徳 市	69	1	10
10	行 橋 市	行橋市稗田公民館	公 立	行橋市大字下稗田	山 田 義 彦	135	3	20
11	中 間 市	中間市中尾公民館	類 似	中間市大字中間字中尾 3749の3	植 木 益 夫	145	1	20
12	筑 後 市	筑後市井田下分館	公 立	筑後市大字井田下	富 安 緑	113	1	2
13	宗 像 郡	福岡町原町公民館	類 似	宗像郡福岡町	西 富 吉	225	3	35
14	鞍 手 郡	宮田町龍徳公民館	類 似	鞍手郡宮田町大字龍徳	中 村 好 夫	231	2	30
15	嘉 穂 郡	桂川町豆田公民館	類 似	嘉穂郡桂川町豆田	福 井 兼 男	207	2	20
16	浮 羽 郡	浮羽町 御幸通り分館	類 似	浮羽郡浮羽町浮羽	金 子 甚 太	159	1	1
17	八 女 郡	立花町境原公民館	類 似	八女郡立花町谷川字境原	平 島 惣 七	122	1	21
18	田 川 郡	添田町 下落合地区公民館	類 似	田川郡添田町落合	角 崎 清	152	2	22
19	京 都 郡	犀川町 伊良原公民館	公 立	京都郡犀川町大字 上伊良原	宮 尾 肆 十 二	145	1	11

# 館 分 館 表 彰 一 覧 表

設 備 状 況					そ の 他	表 彰 理 由
イス	調理台	TV	テーブ コーダ	卓球台		
65		1	3	2	16%映写機(1) 8%映写機(1) 8%撮影機(1) ステレオ(1) 写真機(1) ポータブル電蓄(1) 体育用具一式	都市近郊のベッタウンという特殊性の中で視聽的方法を通して、広範な事業をすすめ、自主的住民活動が育ち、地域の教育センターとして実績をあげている。
15					ラジオ(1) プレーヤー(1)	地域住民の活動意欲が旺盛で、昭和40年住民の総意により公民館を建設、館長を中心として地域に即した活動を活発に行なわれている。
100				2		施設設備が整備され各種文化サークル活動が活発に行なわれ、住民の利用度が高い。
2				1		組織が充実し、職員の体制もよく各種事業が計画的に継続されて効果をあげている。
5						部落づくりの拠点として住民の意識が高く、多方面の事業が活発に行なわれ本質的活動がすすめられている。
50			1		オルガン(1)	同和教育を重点に地域の共通課題解決のため自主的学級が公民館を拠点に推進され効果をあげている。
4			1		プレーヤー(1)	地域住民が活動に対し意欲的で施設設備を充実し青少年の健全育成等著しい成果をあげている。
15					運動用具一式	公民館を中心に全住民が組織の中に生まれ老人児童婦人の委員会は特に活発、施設設備の充実についても努力がつつげられている。
6			1		ステレオ(1)	地域の産業教育に重点をおき、農業木工業の技術の向上に集団学習を利用しながら指導し部落住民の協力、団結により活動が充実している。
60		1	1		レコードプレーヤー(1) 調理具50人分一式	学級活動、スポーツ活動が組織的に行なわれ近代的市民づくりから環境づくりまで積極的にすすめられている。
						施設設備が充実し施設の開放により各種団体グループ活動が活発である。
12						公民館運営組織が充実し、住民の自主的活動が活発に行なわれ実績をあげている。
10		1				住民意識学習意欲が高く、運営委員の活動が充実し「家庭環境の浄化と青少年の育成」を活動の核として実績顕著である。
					レコードプレーヤー(1)	新しい地域づくりを重点に各部の運営が充分に図られ、多彩な活動が有機的に実施され実績顕著である。
		2	1	1		一般成人の学習活動が活発で地域ぐるみで環境の整備につとめ、新しい施設を建て学習活動がすすんでいる。
1						分館施設がよく、運営組織が充実し、学習会、研究会、実習が計画的に行なわれ、公民館の機能を充分果している。
1						分館として理想的な施設、設備であり組織運営も円滑に行なわれ教育の実があがっている。
1	3	1	1		プレーヤー(1)	山村にある施設だが、運営体制がよくとのい各委員会、部等の組織による住民の利用が非常に高く、村づくりの中心施設となっている。
2	2	1	1		プレーヤー(1) 電気オルガン(1)	僻地にある公民館としてその施設設備がすぐれ、かつ全面的に住民の活用がなされ、婦人の学習、地域の開発の拠点となっている。

# — 分 科 会

部 門	分 科 会 テ ー マ		司 会 者
<b>第1部門</b> わたしたちの生活・文化・教育を高める活動のために、公民館にどのような役割をのぞむか — 公民館利用者の立場から —	第1分科会 (学習活動)	生活に結びついた学習展開の場としての公民館にどのような役割をのぞむか	久留米市教委社会教育主事 吉 瀬 純 一
	第2分科会 (地域活動)	地域社会を明るく、住みよいところとするため、公民館にどのような役割をのぞむか	教育庁朝倉出張所社会教育係長 藤 井 和
	第3分科会 (青少年活動)	青少年の活動を育てるため、公民館にどのような役割をのぞむか	福岡市教委社会教育主事補 日 野 時 彦
	第4分科会 (政治学習)	身近な生活の中で政治を理解し、住民の政治への関心を育てるため公民館にどのような役割をのぞむか	田主丸町教委社会教育主事 瓦 林 利 光
<b>第2部門</b> 公民館の施設・設備・配置・職員体制はどうあるべきか — 公民館職員の立場から —	第5分科会 (施設・設備)	公民館の新しい施設・設備のあり方をめぐって — 新設公民館の機能検討 —	北九州市教委社会教育主事 川 上 竜 馬
	第6分科会 (配置と職員)	公民館の望ましい配置と職員体制のあり方をめぐって	甘木市教委社会教育課長 坂 井 金 次
	第7分科会 (公立と類似)	公民館と部落・町内公民館の関連のあり方をめぐって	教育庁福岡出張所社会教育係長 後 藤 久

# の 構 成

助 言 者	事 例 提 供 者	記 録 係	会 場 と 責 任 者
九州大学教授 岩井 竜也 県社会教育主事 大和 正己	行橋市仲津 未永 敏子 (婦人学級生)	西本 正人(行橋市) 森門 猛栄(行橋市)	市議会議場(2階)
			紫川 香華(築城町)
山口大学助教授 山本 陽三 県社会教育主事 赤司 勝	鞆手郡若宮町平地区 奥村 利雄 (農 業)	岡野 文明(犀川町) 増田 浩二(刈田町)	市民会館 第1会議室 (2階)
			中村 安隆(豊前市)
北九州市職員研修所次長 和田 喜代治 県教委青少年教育係長 新海 俊彦	築上郡大平村 吉本 力 (公務員)	小野 良三(築城町) 瀬口 久子(吉富町)	市民会館大ホール (2階)
			安本 慶彦(新吉富村)
九州大学助教授 徳本 正彦 県選挙管理委員会係長 田中 博明 県社会教育主事 水摩 安正	大牟田市倉永 近藤 節子 (主婦)	緒方 信夫(豊前市) 高橋 安正(豊前市)	市議会議員控室(2階)
			重松 薫(豊前市)
北九州市陣山公民館長 仰木 忠幹 県視聴覚教育係長 測上 雄幸	筑紫郡春日町教委 社会教育主事 白水 清陽	越路 信章(椎田町) 上田 信行(椎田町)	市役所第1会議室 (3階)
			矢嶋 学(豊前市)
佐賀大学教授 佐藤 千代吉 県成人教育係長 波左間 圭造	糸島郡前原町教委 社会教育主事 吉村 正宏	坂井 誓学(行橋市) 塚本 弘志(行橋市)	市民会館 第2会議室 (3階)
			古江 汪明(豊前市)
前小倉市社会教育課長 林 克馬 教育庁京都出張所長 加来 春治	田川市教委 中央公民館副館長 児島 磯雄	間馬 富祐(刈田町) 桑田 仁視(豊津町)	市民会館和室広間 (3階)
			為藤 勝己(豊前市)

# 分科会の事例提供資料

## 第1部門 『わたしたちの生活・教育・文化を高める活動 のために、公民館にどのような役割をのぞむか』 ——公民館利用者の立場から——

### 第1分科会 「生活に結びついた学習展開の場として、公民館にどのような役割を (学習活動) のぞむか」

行橋市仲津婦人学級

学級生 末永敏子 (主婦)

#### 1. はじめに

社会教育指導機関の方々により、婦人学級の開設を推進された昭和29年から、仲津校区では、婦人学級を開設し種々の問題と取組んできた。

- (1) 子供の家庭教育の問題
- (2) 私たちの暮らしと政治の問題。
- (3) 行政と住民の問題。
- (4) 健康の問題。
- (5) 人間関係の問題。
- (6) 法律の話し。

等々学習を続けてきましたが、遅々として成果はあがらず、出席率も次第に低調になってきた。昭和41年3月私たちは正副会長を中心に、市教委、館長、主事、支部長をもって新しく婦人学級開設準備委員会を組織し、幾度となく集りこの原因について、話し合い研究した結果、実態調査を行った。それを基礎に、地域の特性を生かすべき学級を開設することになった。即ち次の4コースが誕生したのである。

- ① 果樹園芸学級。
- ② 養蚕学級。
- ③ 家庭生活学級。
- ④ 栄養改善学級。

いづれも地域の特性と変りゆく社会状況により、必然的に構成されたといえよう。

#### 2. 学習環境としての仲津の概況

行橋市の中央から南約6軒の地点にあり、面積13.72平方軒、18部落からなっている。南は築城航空自衛隊基地に接し、東は周防灘に面して校区の中央を、日

豊線や国道10号線が貫通している。北九州までは約2軒昨年国鉄の複線化により、土地の相場は暴騰し職業も、多種多様にまたがっている地区である。

#### 3. 四つのコース設立の動機

- (1) 急速な経済の発展に伴ない、労働の中心である男手は、近くの商工業地帯に出稼ぎに行き、農作業が主婦の双肩にかかってきたので、特に高度な知識技術を要する果樹栽培や養蚕等未熟なため、これを修得する必要にせまられた。
- (2) 一方住宅団地や一般主婦は、健康で、より楽しく豊かな生活設計をするための学習または、家族の健康増進と体位の向上を図るための栄養知識を身につけるべく、先に記した4つのコースが誕生したのである。

#### 4. 学級の運営および学習方法

- (1) 学級運営委員会
  - (イ) 構成 (18名)
    - 婦人会正副会長3名
    - 各学級正副学級長8名
    - 主任講師(助言者)4名
    - 市教委1名
    - 公民館2名
  - (ロ) 活動内容
    - ・毎月10日を定例日として、運営委員会を開催した。
    - ・各学級間(コース別)の連絡調整および情報交換をはかり魅力ある学級作りに努力した。



- 学級長を中心に、学習内容や学習方法、教材、教具等の学級運営に、必要なことをとりあげ、打ち合わせて学習活動を推進した。

(2) 学習日（農繁期は除く）

- (イ) 家庭生活、栄養改善学級は、毎月18日午後1時より5時まで学習した。
- (ロ) 果樹園芸、養蚕学級は実習を多くとり入れた関係上現地（部落公民館、学級長宅）で学習効

果のある時期に開催した。

- (3) 学習方法（学習に変化と興味をもつために）学習テーマによって、講義、話し合い（体験の交流）視聴覚教材、実習、視察研究等を、適宜に選択して、学習効果をあげるように努めた。

5. 学習の内容

•果樹園芸学級の内容

- 目標 果樹園芸の知識と技術を身につけより豊かな家庭を築く。

期 間	学 習 課 題	学 習 内 容	教 具 材	学 習 方 法
4・14	農薬及び農機具の取扱 い	1. 果樹園の土壌管理 2. 水管理について 3. 果樹園の環境改善 4. 農薬調合（使用）上の注意	プリント 研究資料	◦講 義 ◦話しあい
5・20	ブドー適期管理につい て	1. 摘芯とその方法 2. 誘引	誘引用の ひも	◦実 習 ◦話しあい
6・11	ブドー夏期管理 袋かけ講習	1. 摘房と整形、摘粒 2. 袋かけ 3. 表土流亡防止と園内排水 4. 草生栽培と敷草 5. 病害虫防除	まびき鉢 袋 止め金	◦実 習 ◦話しあい
8・10	生産物互評会	1. 各園を巡回、樹勢を見てま わる 2. ブドー、互評 3. 講評	計 量 器 糖度検定器	◦講 義 ◦話しあい ◦実 習
9・18	果実加工講習	グレープジュース いちぢく } ジャム等の加工 ブドー }	計 量 器 ガ ス 台 容 果 器 実	◦講義実習 ◦話しあい
10・20	果樹後期管理	1. 早期落葉とその対策 2. 施肥追肥について 3. 病害虫防除	研究資料	◦講 義 ◦話しあい
12・5	冬期管理	整枝剪定につい ①目的 ②程度 ③方法	剪 定 鋏	◦実 習 ◦話しあい
1・14	植物生理について	1. 作物の養分吸収のしくみ 2. 養分の選択吸収 3. 養分吸収に影響する条件 4. 澱粉の合成をその利用	プリント	◦講 義 ◦話しあい
2・5	病害虫	1. 病害虫防除の必要なわけ 2. その方法と薬剤	プリント	◦講 義

•養蚕学級の内容

- 目標 婦女子の軽労力のできる養蚕規模の拡大と

収入の増加を目標として近代養蚕の経営技術を身につける。

期 日	学 習 課 題	学 習 内 容	教 材 具	学習方法
5・3	稚蚕共同飼育	掃立から1.2令飼育中の温湿度、給桑時間、量、眠期の取扱い	飼育標準表	◦講 義 ◦実 習
5・12	3令条桑育	蚕座の広さと給桑量及び温度の調節	プリント	〃
5・21	4.5令屋外条桑育	蚕座の広さと給桑量	〃	〃 ◦話しあい
6・1	自然上簇	改良簇の設置時期と取扱、上簇場所の明暗	〃	〃
7・23	夏秋蚕 増産対策	夏秋蚕飼育講話	〃	◦講 義
8・1	稚蚕共同飼育	初秋蚕掃立1.2令飼育日覆の作り方	標準表 プリント	◦講 義 ◦実 習 ◦話しあい
8・6	3令条桑育	蚕座の広さと給桑量、日覆の作り方	〃	〃
8・10	4・5令屋外条桑育	同 上	〃	〃
9・7	稚蚕共同飼育	晩秋蚕掃立1・2令飼育中の温度	〃	〃
9・17	3令条桑育	蚕座の広さと給桑量	〃	〃
9・22	4・5令屋外条桑育	給桑量と保温		◦講 義 ◦話しあい
10・1	自然上簇	改良簇の設置時期 上簇場所の取扱、保温		〃
12・16	講 習 会	養蚕近代化による栽桑経営、飼育、病理	婦人学級 テキスト	◦講 義
1・23	桑園管理	有機質及び金肥 石灰の増施、枯枝の整理	パンフレット	◦講 義 ◦実 習
2・3	実績反省、検討	41年度実績、検討		質問並に話し合い

・家庭生活学級の内容

- ・目標 主婦が健康でより楽しく、豊かな生活をするためのくらしの工夫

期 日	学 習 課 題	学 習 内 容	教 材 具	学習方法
5・14	開 講 式	学習計画 生活をより豊かにする婦人の学習活動	プリント	◦話し合い ◦講 義
7・18	食生活の工夫	食生活の設計冷凍魚について 摘果ブドーの加工 スピード料理	プリント	◦話し合い ◦講 義 ◦実 習

8・18	上手な洗濯の仕方	洗剤の種類と性能 洗濯機の使い方, 干し方 ポリ容器の手入	〃	〃
9・19	主婦の美容と健康	だれにでも出来る体操 魅力の要素 正しい美容の技術	〃	◦体操実技 ◦講義 ◦話し合い
10・18	農繁期のくらしの工夫	農繁期労働と疲労 生活時間について 季節の加工	〃	◦講義 ◦話し合い ◦実習
12・19	お金の上手な使い方	家計費の設計 上手な買いものの仕方 貯金の種類と方法	〃	◦講義 ◦話し合い
1・18	衣生活の工夫	衣生活の設計 改良和服の作り方 被服管理	〃	◦講義 ◦話し合い ◦実習
2・18	くらしの工夫	家庭の生活設計 くらしの工夫についての体験交流	〃	◦話し合い
3・18	くすりと健康	薬の正しい買い方, 使い方 くすりの効能	〃	◦講義 ◦話し合い

・栄養改善学級の内容

・目標 家族の健康増進と体位向上を図るための栄養知識を身につける。

期 日	学 習 課 題	学 習 内 容	教 具 材	学習方法
5・14	開 講 式 生活をより豊かにする 婦人の学習活動	学習計画樹立	プリント	◦話しあい ◦講義
7・18	野菜料理 麺料理	新鮮な生野菜を多くとる 麺類の栄養のある食べ方 計量の知識を食品の働き	プリント	◦実習 ◦講義 ◦話しあい
8・18	健康管理 夏の飲み物	夏の健康管理について 冷い夏の飲物	8ミリ 映写機 プリント	◦実習 ◦映画 ◦講義
9・19	弁当料理	通勤通学 行事弁当の作り方 栄養と食品構成について	プリント	◦実習 ◦講義
10・18	農繁期料理	保存食, スピード料理 農繁期の栄養のとり方	〃	〃 ◦話し合い
12・19	正月料理	客向き盛鉢 よい食事のパターン	〃	〃
1・18	鍋料理 牛乳料理	暖い冷季料理として良質の蛋白 を多くとる。栄養診断について	〃	〃

2・18	農産加工	甘生姜, 夏ミカン酒 夏ミカンジャム 発表会準備, 話し合い	〃	〃 〃 〃
3・18	もつ料理話し合い	安価で栄養豊富な内臓を使って 年間の反省と話し合い	〃	〃

## 6. 学習の成果

### (1) 果樹園芸学級

- 新しい技術が身につく、失敗が少なくなり、品質が良くなったので、経済的に豊かになった。
- 学級生間の親睦の度が深まり、和気あいの話し合いが出来るようになった。

### (2) 養蚕学級

- 近代養蚕の技術の向上と、お互いに親睦の度が深まった。
- 従来してきたことであっても、ただ教えられただけでは、その理由が分からなかったが、婦人学級で勉強したおかげで如何なる理由でそうしなければならないか、学問的によく分かったので、今後養蚕経営に又飼育上大いに役立つと信じる。

### (3) 家庭生活学級

- 主婦は、ややもすれば家族優先で自分のことを、かえりみないのであったが自分が健康で楽しく生活することについて考えるようになった。
- 健康に過ごすための栄養知識、より豊かに生活するための経済知識、より楽しく生活するための生活技術を身につけ、くらしの工夫について考えるようになった。
- とかくこれまで無計画だった生活が反省され、家計簿記帳に意欲をもったり、今年より予算生活を始めたもの、また少数ではあるが、長期生活設計をたててみるものもあらわれた。
- 家族とくらしのことについて、話し合うことが多くなった。
- 特に講義や話し合い学習をともにとりあげてきたスピード料理、ジャム、漬物、洗濯等の実習は、学習をより楽しいものにし、それを近所に教えたり配るなどして喜ばれた。

### (4) 栄養改善学級

- 経費があまりかからない農村向きの料理が主体に計画されたので、実生活に役立った。
- 農繁期の体力の消耗と、栄養のアンバランスを少しでも解消出来るようスピーディに出来る料理、保存食、計画的な献立の作成、労働の配分

等、農繁期対策の学習はとても参考になった。

- 栄養のバランスとはどのようなことか、栄養不足による病気の発生等、食事作りの大切なことがよく分った。
- 年令別、性別、労働別の栄養摂取量については、はじめて聞くことで、とても参考になり、古い食習慣から早く脱皮しなければならないことに気がついた。
- 安価で栄養がみたまされるもの、又色々な食品を多く組み合わせた食事を作るようになった。
- 食事日記をつけてみて、何が一番不足しているを知って、食事作りのむづかしさがわかると共に、つとめて献立に組み入れるよう工夫するようになった。
- 今まで栄養については、随分考えて色々な料理を作っていたが、何がどれだけ必要か、またどれだけ子どもたちに与えればよいか分らなかった点が、学習を通してよく理解出来た。(高校生を持つ母親)

## 7. コース別の学習を支えた条件

### (1) 学級生側

職業別、地域別及び一般婦人希望者をもって組織し学習内容がそれぞれ、実生活と結びついているので、学習に自主性と積極性があつた。

### (2) 教委、公民館側

(イ) 農協、農業改良普及所、園芸組合に協力を依頼し関係職員より、指導助言いただき、現在も引続いて関係機関の協力が得られている。

(ロ) 会場の提供、学級生の募集、事務、講師交渉、学習資料の作成、学級生への連絡等の協力があつた。

(ハ) 教委、公民館関係諸先生たちが、学級の自主性をたかめるために、積極的に学級の中にとけこみ指導助言をしていただいた。

(ニ) 特に公民館主事が婦人の学習活動をより効果的に進めるため、校区内の区長会、老人クラブ各種団体に協力を呼びかけ校区ぐるみで婦人学級の推進ができた。

## 8. むすび

社会の進展と家庭生活の変化に対応するため、家庭の主婦として、妻として、母として新しい時代に生きる婦人として学習活動を進めてきたのでその実績と体験を紹介したが、まだまだ多くの問題を残している。例えば

(1) 勤めにでている婦人の学級作りは、どのようにし

たらよいか。

(2) 小グループの育成をより多く進めたらどうか。

(3) 経費の確保を如何にすればよいか

等近代社会における「婦人学級」の今後のあり方を（組織、学習内容、学習方法）再検討し、参加者をより多くするよう努力しなければならない。

## 第2分科会 「地域社会を明るく、住みよいところとするため、公民館にどのような役割をのぞむか」

(地域活動)

鞍手郡若宮町平分館

奥村利雄(農業)

### 1. 地域の概要と問題点

鞍手郡平分館

○戸数	32戸
○専業農家	13戸
○第一種兼業農家	13戸
○第二種兼業農家	3戸
○非農家	3戸
○水田	2.760 a
○畑	150 a
○山林	50 a
○区有山林	1 ha
○開墾地	5 ha
○乳牛	65頭
○戸数(酪農)	11戸
○男 71名	○女 101名
○農業従事人口	55人

鞍手郡といえば、石炭産業はなやかなりし頃日本の三大炭田とうたわれた大之浦炭坑は、わが若宮の隣町宮田町にある。若宮町はその時代から今日に至るまで町内からはひとかけらの石炭も出ない純農の町として、直接石炭産業の恩恵を受けることはなかった。しかし石炭産業のはなやかな時代は、農家は作れば僅か2~3 kmのところ産炭地という大きな近郊消費地を抱え、又そこは炭坑特有の気質で「宵越しの金を持たない」というような消費生活の激しいところであったため、農産物を容易に換金することの出来る誠に恵まれた地域であった。

それがエネルギー革命によって石炭産業が斜陽産業となり、企業整備に次ぐ企業整備で、隣町宮田町の大之浦炭坑も、一時数万を数えた従業員が僅か1/10程度に激減した。石炭産業の直接の恩恵を受けることなかった私共の純農の若宮町もその農家と共に大きな打撃を受けざるを得ない破目に立たされることとなった。一戸平均約9反の水田と5畝の畑では、到底明日の農業を夢み、又その経済を支えることは至難となり、何とかしなければといった悩みは日を追って深刻化していった。

明るく住みよい村づくりも、豊かな経済的な裏付けがあってこそ実を結ぶことであり、そのためにはどの

ように取り組むべきかが、私共の地域にとって当面している最も大きな課題である。

### 2. 運動に取り組む住民の意識

10年前までは、作れば何でも手早く現金化でき、荷作り、運賃もかからずに所得を高めることが出来たが、周囲の変化に対応して、今から8年前に当時の園芸組合の同志が相寄り何とかしなければといったことから、将来日本の農業は澱粉を作る農業から、蛋白を生産する農家に変らねばならないだということを学習、講習会や講演会で学び、当時の蔬菜園芸中心から酪農経営に切り替えた農家が5戸であったのが、今では酪農家も11戸に及んでいる。

又、昨年県新生活運動協議会から「村づくり運動実践地区」の指定を受け、分館の産業部で取りあげた米の増産を進める学習活動を進めようということになった。又、現在和牛の肥育熱も盛んであるが幸い酪農組合で牝牛の生れたものを育成から肥育迄を一貫してやろうという人達が出て、現在7戸の家でこの事業にも取り組んでいる。

### 3. 地域づくりの活動の状況

私共の分館では去る昭和35年に若宮町から公民館活動の研究指定を受け、その課題として「生産増強と環境衛生」をとりあげ、研究活動を展開した。生産増強では、酪農経営の基盤となり、飼料の自給率を高めるために、協業で飼料作物園を作ろうと計画し、当時9名で計画に基づいて事業に取り組んだが、資金の調達、作業の合理化、生産物の配分等について各戸別の経営と比較した場合の自給率や生産コストの問題等意見の齟齬を来し、現在では各戸別に配分管理を行なっている。その他現在では、米の反当り1俵増産運動、酪農経営の合理化、肥育牛グループの育成等に重点的に力を注いでいる。

「環境衛生」については、35年より毎月1日と15日を清掃日と定めて、早朝に太鼓を合図にして、便所、下水、牛舎、堆肥舎、鶏舎の掃除、午後1時から2班に分かれて4台の噴霧器でもって薬剤撒布を実施している。

婦人部活動については、編物教室、電気講座等を終り、栄養講座を実施中である。その他、年1回成人病の検診を実施、宮田保健所より10人の職員に出張を依

頼して行なっている。

子ども会と老人クラブは、毎月1回づつ定例的に会合をもち、自主的な活動を続けている。子ども会は、毎月1回の定例常会の外に、毎年夏休みを利用して青少年野営訓練所での1泊2日の研修会や、小さな親切運動、子ども会花壇づくりコンクールへの参加等を行っている。昨年文化の日に、はからずも優良子ども会として町教育委員会の表彰を受け、さらに活動の深化に意欲を燃やしている。

#### 4. 現在の課題と問題点

公民館活動を円滑化する三つの要素として、常に掲げられるものに、金と人と施設があるが、当分館においても問題の焦点は、この三つの要素にかかってくるようである。

現在までの取り組みの中から分析してみたい。

##### ① 活動費の問題

住民の活動に対する取り組みの意欲は非常にたかいが、活動を続ける中で最も大きな悩みは、事業拡大と予算の問題である。分館では公民館運営費として、各世帯から毎月100円を徴収しているが、1世帯当りの運営費負担額では、若宮町内では最高のものであるにも拘らず、分館の世帯数が32戸ということでは、年間の絶対予算において不足を免がれない。だからといって運営費負担額を更に増額して予算と事業のバランスをとろうとすることは不可能であって、ジレンマに陥っている。

##### ② 指導者（役員）の問題

次に、活動の左右する大きな力をもった指導者（リーダー）の問題である。みんな手いっぱいの仕事で毎日の生活に追われ、人のことなどかえりみる余裕がない。又地区内に留って自営している人が年々減少して役員が出来にくい。又役員が出来たとしても、活動を活潑にすればそれだけ自分の働く時間が潰れるということで、ついに表面をなでるような取り組みに陥いる。如何にして指導者を発見、育成するかは今後の活動につながる深刻な問題である。

##### ③ 施設設備の問題

分館がいろいろな活動を続ける中で、痛切に感じた問題の一つに、分館施設が考えられる。現在までの約15坪の単なる集会所では何も出来ず、何か行事をしようとするれば、分館役員の私宅を借用せざるを得ないことが多く、提供する側も、利用する側にも、いろいろな面で気がねがあり、十分な効果が挙げ得られず、住民個々の胸に満されれないものが潜在していたように思える。又役員を選任する場合の難点もここにあったのかも知れない。しかし、施設の問題に、住民の熱意によって、分館建築の気運もたかまり、区有財産を売

却して資金を準備し、区有地に公民館を新築することになった。こうしたことによって施設の問題は解決出来そうであるが、今度はこの施設を利用して、分館活動をどう展開するかに新しい課題が生れたといえよう。

#### 5. 公民館の運動推進上の役割

人間関係については昭和35年に若宮町教育委員会より、公民館活動の推進分館の指定を受け、先づ何をなすべきかの話し合いが度々重ねられた。そして住みよい村づくりは人の和こそ大切であろう。それには家庭が平和であるならば村も又平和であるといった結論から、家庭の中心は主婦であり、平和を乱す者は戸主であり、父親であるとの意見に一致した。そこで年に数回夫婦同伴でオシドリ常会が開かれて、家庭における父親のワンマン振りが発表されたり、協力の足りなさが爆発したり、良い面が讃えられたりして、各家庭毎に家族会議を実行することを申し合わせてそれを行なったのである。

その結果

- ① 子ども会の育成会が生まれ
- ② 蚊と蠅のいない村にしようという動きとなって環境衛生がさげばれ
- ③ 生活改善から冠婚葬祭の簡素化となり
- ④ 経営の合理化と生産の向上が唱えられてくるようになった。

以上は一人ひとりが考えながらも今まで実行し発言出来なかったことを、公民館が運動を起すことによって、誰に気がねすることもなく発言出来るようになり、そして皆んなで実行出来ることは、運動の趣旨が地域住民に良く理解され徹底したことにより、非常に協力が積極的になったといえるのではなからうか。又分館の推進態勢が近隣の後進分館に取り入れられてきつつあることはそれなりに、モデル的な役割を果たしてきたことを裏書きするものといえる。

#### 6. 公民館への期待と要望

公民館運動の性格からいえば、幅広くしかも地域住民に、充分浸透しなければならないこともかもしれないが、それを実践指導していくためのリーダーを得ることに、部落公民館としては困難性がある。何故かならば、それぞれ家業を持ち余暇を利用してしながら指導を続けるための裏付けを望むことは到底不可能なことであるといえる。

しかしながら活動は是非継続し、指導者が必要であるならば、裏付けはなにがしかを考慮する必要がある。

そこで町又は中央公民館に望むことは分館の施設の改築には助成金の増額と設備の充実には、助成措置を

新たに設ける等の考慮を払われたい。又、中央公民館の新築を直ちに実行に移し、専任館長を置き、中央公民館職員の充実と予算の増額措置を直ちに実現してもらいたい。末端の公民館で実現出来ないことが直ちに出来て、住民の要望を充すことが出来ること。町民グラウンドの設置、図書館の併置等々、中央公民館に対する期待は大きい。為政者は口を開けば社会開発とか、社会教育の重要性を唱えながらも、いざとなるとそれを片すみに押しやり犠牲にすることしか知らないような顔をする。全く厚顔の至りという外はない。文化国家を標榜するならば、先づ社会教育の充実を図る

ことが出来てからこそ、次にきたる諸問題を考えるべきではなかろうか。

政治としては、はなやかな面のみを追い、それでこと足りたかに見えるが、目に見えない日陰で黙々と働らく公民館の職員を想う時に、末端公民館からの指導の依頼や要請も遠慮がちにならざるを得ない。これでよいのだろうか。公民館員は休日も返上し、時間外の早朝から深夜までの勤務の労苦に対する配慮もなされてない現状を先づ考えて、公民館職員が意欲的に活躍し、人事交流の面においても、誰でもすすんで公民館職員になるような抜本的に施策を期待して止まない。



## 第3分科会 「青少年の活動を育てるため、公民館にどのような役割をのぞむか」 (青少年活動)

築上郡大平村子ども会育成連絡協議会

指導部 吉本 力 (公務員)

### 1. 地域の概況

大平村は県の東南端に位し、東は大分県の耶馬溪に隣接、南北は山に囲まれた純農山村である。

- (1) 面積 48.28km<sup>2</sup>
- (2) 戸数 1,298戸(純農家294戸, 兼業農家871戸)
- (3) 人口 5937人
- (4) 教育施設 小学校5,中学校1,外に組合立中学1, 公民館本館1,分館7。

### 2. 農村の変動

近年のめざましい経済の発展は小さな農山村にまで大きな変動をもたらした。

まず平均耕作面積60アール程度では、今日のはげしい消費生活の中では、生計がたたなくなり、豊前市、中津市など近くの町工場や商店などに職を求める者が多くなり、兼業農家が急増した。

一方、婦人は農業主事として働くかわら、農業の省力化等により、比較的長くなった農閑期に、日雇人夫として稼ぎにでかける者が多くなった。その結果、子どもが両親より放任されるような都市近郊に近い現象がおこり、安心だといわれていた山村の子どもの校外生活が急に心配されはじめてきた。

### 3. 子ども会の組織状況

大平村に子ども会が産声をあげたのは昭和28年で神社を遊び場にもつ子どもグループ、お寺を中心としたもの2グループ、その他小部落2グループで、この結成には学校や公民館の大きな助力があった。その後急速に父兄の理解と教育愛が盛り上って、昭和32年1月から2月にかけて、村内全部落に35の子ども会が発足し、村内5小学校の全児童が子ども会に組織された。

昭和32年4月には大平村子ども会指導者連絡協議会が結成され、子ども会の連絡提携と相互理解、運営上の諸問題ととりくんで、子ども会発展に大きな役割を果たしてきた。

さらに、先に述べたような、社会情勢の変化により「子どもの健全育成は、全部落をあげて強力にすすめるべき」という部落の強い要望が高まったので、指導者協議会の本部である公民館では部落の有志に呼びかけ、育成会結成の援助にのり出した。その結果、昨年2月には35の子ども会に32の部落ぐるみの育成会が結成され、昨年4月には指導者連絡協議会にかわり、大平村子ども会育成連絡協議会が発足した。

### 4. 子ども会の実態

#### (1) 会員数

子ども会結成数35, 会員数 704人, 単位子ども会平均会員数20人

#### (2) 単位子ども会活動

昭和41年4月より42年3月までの1カ年の実態調査によると、各子ども会活動の平均は定例会7回、特別活動4回、奉仕活動4回となっている。特別活動には、ラジオ体操、社会見学、クリスマス、子どもの日行事、七夕祭、母の日、花まつりなどがある。奉仕活動には、われもの拾い、お宮道路、溝の清掃、夜まわり、防犯パトロールなどがある。

すすんだ子ども会では子ども文庫や子ども会新聞をつくったり、音楽部をつくったり、部落に花だんをつくるなどして意欲的に創作活動を行なっている。

#### (3) 単位子ども会の財源(昭和41年度の平均)

会費年間4千円(月1人20円) 父兄積立金4千円, 事業収入5百円, 村助成3千円, 育成会助成4千円, 計1万5千5百円。

### 5. 山びこ子ども会の常時活動(例1)

◇山びこ文庫……各班長が交代し責任者になり、本の貸し出しや回収をします。廃品回収などの利益は本の補充をします。

◇音楽練習……週に2回

好きな歌の合奏をして仲よく楽しんでいきます。

◇交通教室……毎月第3日曜、午前10時から12時まで駐在所のおまわりきんや育成会役員のおじさん達の指導で、自転車の正しい乗り方を習っています。

◇読書会……月に1回開いて山びこ文庫の本を皆んなで読んだり、感想文を書いたりしています。

◇廃品回収……年に4回、子ども会会員で班毎に輪番でリヤカーを使い、部落全部を回って集めます。処理は育成会の人がしてくれます。

◇農繁期防犯パトロール……農繁期には4年生以上の子ども会会員で部落を回り留守中の防犯防火の役に立っています。

◇広報活動……月に1回、育成会の役員が私達の活動を「山びこ月報」にのせてくださっています。

## 6. 平和子ども会年間計画（例2）

本年度2大目標 {挨拶の励行  
美化運動（道路清掃，花いっぱい運動）

月	目 標	子 ど も 会	育 成 会
4	子ども会の約束をつくろう	<ul style="list-style-type: none"> <li>役員会（年間計画，今月の行事計画）</li> <li>新会員歓送迎会（歌，クイズ，話しあい）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>親子会 ※花づくり指導</li> <li>育成会（役員選出）</li> </ul>
5	公共物やよその物を大事にしよう	<ul style="list-style-type: none"> <li>役員会（今月の行事計画，作成）</li> <li>子どもの日の集い（ゲーム，話しあい）</li> <li>※交通教室</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>親子会</li> <li>育成会勉強会（講演会）</li> <li>※交通指導</li> </ul>
6	強い体をつくろう	<ul style="list-style-type: none"> <li>役員会（行事計画，作成，会員に連絡）</li> <li>※防犯パトロール</li> </ul>	
7	きまりのよい生活をしよう	<ul style="list-style-type: none"> <li>役員会（今月の行事計画作成）</li> <li>七夕まつり（かざりつけをして楽しむ）</li> <li>夏休み子ども会（幻灯，夏休みの計画）</li> <li>※水泳教室，ラジオ体操</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>親子会</li> <li>水泳場の設定と指導監視</li> <li>※ラジオ体操</li> </ul>
8	危険のないよう仲よく遊ぼう	<ul style="list-style-type: none"> <li>役員会（今月の行事計画作成）</li> <li>林間子ども会（採集，水泳，話しあい）</li> <li>※盆おどり，ラジオ体操，軍人墓地清掃</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>役員会（遠足について）</li> <li>親子会（遠足参加）</li> <li>※水泳監視</li> </ul>
9	村を美しくしよう	<ul style="list-style-type: none"> <li>役員会（今月の行事計画作成）</li> <li>ハンドベースボール大会（話しあい含む）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>親子会</li> <li>※秋播き草花播種指導</li> </ul>
10	本をたくさん読もう	<ul style="list-style-type: none"> <li>役員会（今月の行事計画作成）</li> <li>お話会（童話を聞く，話す，話し合い）</li> <li>※文集づくり</li> </ul>	親 子 会
11	自分の仕事を決めて働こう	<ul style="list-style-type: none"> <li>役員会（今月の行事計画作成）</li> <li>※防犯パトロール</li> </ul>	
12	進んでよい行ないをしよう	<ul style="list-style-type: none"> <li>役員会（今月の行事計画作成）</li> <li>Xマス子ども会（かくし芸，話しあい）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>役 員 会</li> <li>親子会 ※会食準備</li> </ul>
1	礼儀正しくしよう	<ul style="list-style-type: none"> <li>役員会（今月の行事計画作成）</li> <li>新年子ども会（かるた会，話しあい）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>親 子 会</li> </ul>
2	交通のきまりを守ろう	<ul style="list-style-type: none"> <li>役員会（今月の行事計画作成）</li> <li>バトミントン大会（内容略） ※交通教室</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>親子会 ※交通教室</li> <li>※ひな人形作りの指導</li> </ul>
3	1年間の反省をしよう	<ul style="list-style-type: none"> <li>役員会（今月の行事計画を作成）</li> <li>ひなまつり子ども会（ゲーム，話しあい）</li> <li>お別れ遠足</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>役員会（遠足，総会等）</li> <li>親子会 ※花の移植指導</li> <li>お別れ遠足参加</li> </ul>

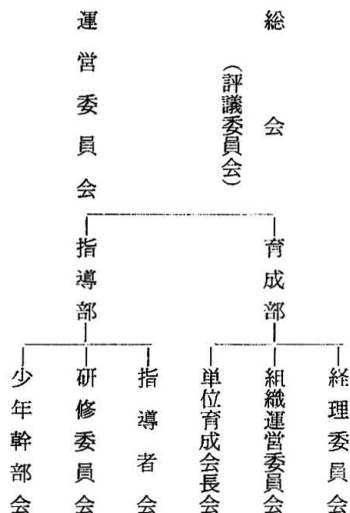
ジュニア・リーダーは総ての子ども会活動に参加する

○印は集会 ※は特別活動

## 7. 大平村子ども会育成連絡協議会の組織

村内単位子ども会と部落育成会相互の連絡調整，充実発展のための研修会や指導者の養成，子ども会の運

営資料の交換，各種合同事業の企画などの目的によって昨年4月に発足した子ども会育成連絡協議会の組織は次のとおりである。



#### (1) 構成メンバー

校区育成会長，学校長，PTA会長，子ども会担当教諭代表，青少年指導委員，ボーイスカウト指導者，部落育成会長，民生委員，単位子ども会指導者，青年団代表，婦人会代表

#### (2) 指導者養成の組織化

運営委員会を育成部と指導部に分け，それぞれ役割を分担するようにした。特に指導部では，研修委員会をつくり，指導者養成の体制を確立した。また少年幹部会では単位子ども会のリーダーと中学生グループのリーダーを組織化し，ジュニャリーダーの養成をめざしている。

### 8. 分館建設とその利用

子ども会活動で頭痛の種は適当な会場が得られないことであった。子ども会活動の場としての分館建設は地域住民の強く熱望するところであったが，ぼう大な建設資金がいるために，なかなか実現されなかった。しかし辛棒強く村当局に働きかけた甲斐もあり，昭和31年から現在までに6館の分館が建設された（大字ごとに1館の割合）特に昨年は2館の分館が誕生し，子ども会活動の拠点としてひんぱんに利用されている。

### 9. 活動推進上での公民館の役割

#### (1) 青少年指導委員

青少年の自主的な活動を育てるためには彼等の希望や欲求をよく知り，理解できる若い指導者の必要にせまられる。

そこで公民館では部落の優秀な20代の若い指導者4人を，青少年指導委員として委嘱し，子ども会，ボーイスカウトの指導者として，また指導者養成員として活躍してもらっている。なお社会体育指導委員（村から委嘱）も協力してもらっている。

#### (2) 企画，研修の場として

◇ 育成連絡協議会の事務局は公民館におかれており，事務会計一切を処理してもらっている。また各種行事研修などは公民館を主会場に行なっている。

◇ 公民館の主事には指導部の研修委員会にはいってもらい，年間計画や指導者養成のための各種研修会の企画，実施に参加してもらっている。また組織強化の面でも側面から援助してもらってきた。

#### (3) 指導用資料の編集発行

公民館が中心になって，指導の手引き，ソング，ゲーム集を第3集まで発行してきた。

#### (4) 活動資金の援助

青少年団体が円滑な活動を続けるためには資金の調達が大きき課題となる。

昨年は育成会が結成されたのを契機に，従来の村助成2万円から一挙に20万円の村費助成を得た。そのうち10万円を本部費に，残り10万円を1単位子ども会平均3千円の助成をした。その結果，単位子ども会の年間予算は従来の平均9千円から1万5千円に増加され，育成会の援助と相まって各子ども会は好ましく伸びている

### 10. 公民館への期待と要望

#### (1) 分館に対して

子ども会の常時活動の場は，大半が分館を利用しているが，施設，設備の面では充分とはいえない。

まず，広場に子どもの遊べる施設，設備，例えばブランコ，スベリ台，砂場などの施設とソフトボールなどの運動用具を設置して，子どもが自由に使えるような配慮を望む。

#### (2) 本館に対して

本館は大きな館はもっているが，施設，設備の面では貧弱である。

##### ① 視聴覚教材の充実

35単位子ども会の利用に答え得るだけの幻灯，スライド，紙芝居などの充実を望む。

##### ② 子どもホールの新設

子どもが気軽に使える。子ども専用のホールを新設してほしい。ホールには，子ども文庫，運動用具，視聴覚教材，指導用資料を常設し，子どものリーダーや会員，また大人の指導者にも利用できるものを望む。

#### (3) 職員の増員

ジュニャリーダーの養成や指導者の養成には，専門職員の不足を痛感する。地域によっては校区の研修会など企画し，公民館職員の直接指導を要望している。しかし1人や2人の主事では手がまわりかねるという現状である。青少年専門職員の増員を強く望むものである。

## 第4分科会 「身近かな生活の中で政治を理解し、住民の政治への関心を育て (政治学習) するため公民館にどのような役割をのぞむか」

大牟田市倉永校区婦人政治教育学級

学級生 近藤節子 (主婦)

### 1. 政治教育学級が生まれるまで

私たちの学んだ政治教育学級は、市選管と市教委が協力して企画され、開設要領(注1)を示されたのに応じて全市いっせいに開かれた政治教育学級(注2)のひとつで、公民館事業として行なわれた。

(注1)市教委社会教育課作成「まちの政治をみつめよう学級指導の手引」で、学級設置の趣旨・学習内容と方法・学習上の留意点などに、具体的な学習テーマに応じた学習内容と目標を例示している。

(注2)昭和41年度政治教育学級開設状況は下表のとおり

学級名	構成	実施機関	開設期間	実施回数
倉永校区婦人政治教育学級	婦人会	公民館 甘木支館	10月～3月	8
銀水校区婦人	〃	公民館 田隈支館	〃	8
三池校区婦人	〃	〃	11月～3月	7
平原市住婦人	団地主婦グループ	市教委 社会教育課	10月～3月	6
青葉町主婦	社宅主婦グループ	〃	9月～3月	8
手鎌わかめ会	高令婦人グループ	〃	10月～3月	7
笹原青年会	青年会	〃	〃	9
草木上青年会	〃	〃	〃	9
青い芽の会	〃	〃	〃	10
上内校区	農村地区 指導者	公民館 公橋支館	11月～3月	6
釈迦堂	果樹栽培 部落員	〃	〃	6

### 2. 学習計画をたてるまで

政治教育学級は、「まちの政治をみつめよう」ということでもあったので、まずはじめに市役所のしごとと機構について、開設まえの7月に市の庶務課長さんから話をきき、いろいろ話しあって学習テーマをきめ、毎月1回、年8回実施することとした。それにより実施したのは次の表のとおりである。

日数	実施日	学習テーマ	講師
1	10/7 (金)	地方自治と議会の役割	社会教育主事 高口 道之
2	11/29 (水)	ヨーロッパ教育事情とくらべて	指導室長兼 社教課長 益田 久
3	1/18 (水)	地域開発と倉永の将来	企画室主査 塩塚 隆城
4	2/18 (土)	国民年金制度について	社会課 柳井 洋介
5	3/8 (金)	市議会傍聴	
6	3/11 (土)	地方自治と住民のくらし	九州産業大 教授 有沢 貞雄
7	3/14 (火)	税金の問題	社教主事 高口 道之
8	3/25 (土)	政治学級に学んで	

公民館主事 富田貞継は助言指導に全部出席

### 3. 学級運営で起った問題

- ① 講師の問題で、当初の計画どおり実施できなかった。私どもは身近かな関心の深いことから勉強をはじめようとし、講師には実際にそれらの仕事をしている人たちに依頼したいと考えた。講師依頼はすべて教育委員会を通じてなされたが、7月の庶務課長を囲む懇談会で、学級生側の熱心さの故の質問が、受ける側の受けとり方に誤解があり、行政上問題をかかえた部局からは出席をしぶるような傾向もみられ、8月開設予定が10月にのびてしまった。しかし教育委員会事務局の説得で「事情のゆるす課は講師をひきうけてもいい。でられない課でも必要な資料は求めに応じて提供する」ということで、10月から軌道にのってきた。
- ② そのようになるまでの3カ月間は、たまたま教育委員全員辞職という事態もおこったが、市の部長会などまで問題がもちこまれ検討されていた。そこで論ぜられたのは「単なる市民の苦情持込み

の場にならないか、批判のための市政批判の場にならないか」という心配であった。

それに対して、政治教育学級は、苦情処理機関や市政批判の場ではなく、政治学習の場であり、教育機関として運営に当って十分配慮するという教委社教課の説得により了承された。その前提として、教育基本法第8条の「政治教育」の必要性が誰にでも肯定されていたので、真向からの反対はどこからも主張されなかった。

- ⑧ 私たちの学級では、その他の点では問題はなかった。公民館と部落公民館・婦人会との緊密な提携により、公民館主事の助言で学級運営がつけられた。だが全市的にみると、つぎのような問題が指摘された。

イ、政治教育学級という名称にさえ若干の抵抗があった地区もあるようだ。

ロ、婦人層中心で、成人男子の参加が少なかった。

ハ、ことは初年度で、まず政治常識のイロハを勉強している段階だが、学習が進み、問題点を追求していくようになったとき①に指摘したような講師派遣を危惧する態度がとられないようにしなければならない。

#### 4. 学習内容および成果

政治のしくみがだんだんわかってきたのでいままでの行動の反省もでき、また利益もあった。

(例1) 部落推せん議員についても、部落のためにその人にしてもらえる仕事の限度がわかり、地域発展のためには、市全体の発展の中でないとどうにもならない問題が多いことを知った。

(例2) 住民の希望や苦情の処理のルールがわかったので、いろいろ利益があった。例えば ①市居住者が管理規則や補修要望の処理方法を知ったので、学級生が中心となり全居住者によびかけで、同じ補修箇所は一括して申し込み早く目的を達することができた。また ②部落公民館をもたない地区に、住民活動の必要が認識され、公民館建設の機運ができた。③脱税はいけませんが節税はいい。払わなくてもいい税金を払っていないかを検討する知識もった。などなど……

(例3) 学習の成果はあがったが、地域での実践組織がととのえられていないので、実践活動の場がもてないことに気づいた。それでも例えば西鉄倉永駅前の国道は通学横断者も多く、事故多発地点であったが、住民の要望により陸橋架設計画が具体化し、実現しようとしている。また倉永小学校への学童通学路も将来計画の中にくみこまれている。もちろん

これらの成果は政治教育学級の学習によるものでなく、部落公民館や婦人会等の学習も含めた総合的な政治学習の成果である。

(例4) 婦人の学習に刺げきされて、男にも学習の意欲が芽ばえてきた。

(例5) 私たちの学級は婦人会の役員を中心とし、広く有志によびかけたが、従来婦人会のお勉強とちがいで、こんな勉強ができるのなら来年も役員に残りましょうという人がでてきて、長年の役員選出の苦勞が解消するきざしがみえてきた。いままで婦人会のあり方の反省ともなり、思わぬところで大きな収穫をのこした。

その他、全市的にみれば、いろんな反響をよんでいるものがある。しかし11学級のいずれもが、すべて継続学習を強く希望しており、しかも学級生に減少傾向がみられなかったのは、婦人学級、青年学級、家庭教育学級等とくらべて非常に大きな特徴である。

#### 5. 今後に望むこと

- ① 私たちのグループのように、めぐまれた条件で、いい助言者をもち学習できるのは全市的にみても少ない。これを全市にひろげてほしい。
- ② 対象も広く男女の別なく政治学習の機会をもつよう考えないと、部落推せん議員を出そうということに血道をあげるような動きはなかなか根絶できない。
- ③ 学習内容が初年度のため広く浅くなったが、これをもっと深め、ほりさげたものにしてほしい。
- ④ 学習の結果をどう実践するか、住民と行政機械がいっしょになって問題を解決するようにすすむ体制をととのえてほしい。それを受入れる住民組織づくりも考える必要がある。
- ⑤ 今後とも、社会教育の進展のため関係者のいっそうの努力によって、政治学習をすすめて、全住民の政治意欲の覚醒を促していただきたい。私たちがめぐまれた環境に甘えず、早く1人だちできるよう勉強にはげむことを全学級生とともにちかいかっている。

## 第2部門 公民館の施設・設備・配置・職員体制はどうあるべきか

### —公民館職員の立場から—

#### 第5分科会 「公民館の新しい施設・設備のあり方をめぐって」

(施設・設備)

(新設公民館の機能検討)

筑紫郡春日町教育委員会

社会教育主事 白水清陽

#### 1. 地域性

本町は福岡市の南部に接する東西4軒, 南北3軒, 面積14.1平方軒の町である。

人口3万3千人。昭和42年度一般会計予算4億800万円(内社会教育費1千422万)。福岡市の南進に伴ない既に都市地域の特徴が顕著で, 住民の転入, 転出が多く, そのために人間関係がうすく地域社会に対する帰属性も低い。

#### 2. 公民館の歴史

(主として町内公民館の施設設備の援助を中心に)

創設期(昭和27年頃)には公会堂や集会所等を公民分館と改め, 町内会長とは別に専任館長をすすめ町内一般会費とは別に公民館費の徴収をすすめ, 財源の確保を図り, 館長手当, 運営費補助を支出する等分館の育成から活動を始めた。この結果各地域で公民館が理解され, 無施設地域にも運動として根付いていった。昭和33年分館長に対する委嘱辞令並びに報酬を廃止し, 町内公民館体制を指向した。活動が次第に発展伸長する一方では, 施設や教材備品の不足が切実な問題となった。町内公民館が地域における生活圏の中心的社会施設であるという基本的な考え方のもとに34年に備品購入費の予算補助, 36年「公民館類似施設新築並びに増改築に対する補助条例」を制定し, 施設設備の整備促進を図った。さらに急激な社会変貌に対応するため従来の「話し合い」や「学習」や「憩い」の場等の施設設備の他に, 留守家庭の児童並びに交通安全対策等として屋外児童遊具の設置と, うるおいある情緒豊かな街づくりの拠点として, 「フラワーセンター」を町内公民館敷地内に設置するよう働きかけ, 幸い町や地域の人々の理解と協力によって漸次実現している。概要一覧はつぎのとおり。(表1)

春日町町内公民館一覧

町内公民館名	新・転	坪数	管理人	予 算
上 白 水	転 増	50坪	有	112,103円
下 白 水	新	56	有	128,694
昇 町	新	72	有	168,897
小 倉	42年鉄筋コンクリート2階に改築計画			126,000
竹 の 本	転	8	／	97,096
須 玖	新	60	有	191,422
日 の 出	転	16.5	／	182,299
岡 本	新・増		有	194,542
桜 ケ 丘	新	33	有	130,972
岡 本 寮	転	12	／	77,638
欽 修	転 増	25.5	有	66,655
春 日 台	／	／	／	110,000
千 才 町	新	73	有	241,600
光 町	新	92	有	223,600
若 葉 台	／	／	／	189,441
宝 町	／	／	／	126,380
春 日	転・増	60	有	120,000
春 日 原	新	55	有	150,175
春 日 原 南	(木造平屋35坪に42年改築予定)			225,778
徳 府	／	／	／	99,800
大 和 町	／	／	／	109,000

特に昨年12月議会において14カ所に各660平方メートル以上の児童公園敷地の売却が決議され, 未建築の地域は同敷地に建築が可能となり, 本年4月類似施設補助条

例の一部改正による補助金の増額が実現したので一段と整備促進が期待される。

### 3. 中央公民館の建設

本町の公民館は当初有志による盛り上がる村づくり運動、新生活運動として分館を中心に展開し、一般にも全村教育運動としての理解が強かった。しかし各町内公民館の施設が整備充実されると共に、中央公民館新築の要望が関係者にたかまり、特に町社会教育委員が積極的に推進力となって、町長部局並びに議会の理解を得、昭和41年度に建設が議決された。

敷地は当初役場庁舎と同一、敷地又は隣接地が予定されていたが、地理的にはほぼ町の中心となる現地に敷地面積4,090㎡が決定し、建築面積600㎡、建築単価㎡当り3万円が決定した。

具体的に建設を計画する過程で、社会教育施設並びに、これらに準ずる施設が今後ますます分化し専門化するとの見透しに立って、公民館の特質並びに本町中央公民館が、教育文化センターとして備えるべき附属及び関係施設、他に分化し専門化して施設すべき社会教育施設、更にこれらとの連けい、校区公民館、町内公民館との問題等に関連づけて検討した。

建築計画は、本町の地域性と進展する社会の必要と要求を反映し、人々の教育文化活動の場として、気楽に利用される公民館の姿を求めつぎのことに配慮した。

#### (1) 構造

鉄筋コンクリート2階建、冷暖房とし、今後ますます進歩向上する個人の生活に対応した、創造的教育文化活動の施設にふさわしく、鉄筋コンクリート建物をもつ重圧感や、殺風景さをさげ、出来る限り、軟らかな中に近代感覚と親しみがわく外観、色彩を設計事務所に要望した。

なお将来増築を予定して、現在1階の部分の基礎も2階建の基礎とした。

#### (2) 平面計画

1階に管理部門、実習部門、図書及び資料部門。  
2階に学習、集会部門と分けて配置した。平面図並びに用途別内訳はつぎのとおり。(表2)

#### (3) 各室

㊦ ロビー。休憩、話し合い、仲間作り等広範囲に使用し、併せて作品や資料の展示が出来るよう応接セット、テレビ、展示コーナーを準備した。

㊧ 図書室。町に図書館がないので、専用図書室を準備した。

㊨ 料理室。一学級40人前後の実習に備え、教師台1、実習台4、白板、展示板、器材格納戸棚等を備えた。

㊩ 和室。2部屋、茶の湯用切炬を備え、又結婚式

表2 春日町公民館の各室面積

室名	室数	延面積
講議室	1	113.4㎡
会議室	2	46.35
図書室	1	51.3
料理教室	1	54.81
事務室	2	62.1
館長室	1	14.175
ロビー	2	87.09
和室	2	42.30
管理人員室	2	26.92
機械室	1	15.8
便所	2	24.6
暗室	1	10.35
玄関	1	14.175
その他		41.7
計		605.07

披露にも利用できるようにした。

㊪ 講議室。200人前後の収容を計画し、展示会場として有効に使用できるように床面にボール穴を掘り、隣室に映写室を準備し視聴覚教室、体育レクリエーション室、問仕切で小会議室二室に区分使用できるようにした。

㊫ 視聴覚室。機械室と映写室兼現像室とに分け、スライド・8%フィルム等自作教材の製作が可能になるよう準備した。

#### (4) 建設費

㊬ 総額 3,426万8000円 (現在額)

㊭ 内訳 (イ) 土地購入費 808万円

(ロ) 本体工事費 1,770万円

(ハ) 児童遊園 50万円

(ニ) 整地工事その他 798万8000円

#### (5) 主な設備

㊮ 全館冷暖房

㊯ 全館放送施設

㊰ 電話2回線 (ボタン式受話器6ヶ)

㊱ 有線放送電話1回線 (受話器4ヶ)

㊲ 水洗便所

#### (6) 主な備品

㊳ 教材備品

(イ) 図書 800冊 (外に本年度50万円購入予算議決済み)

(ロ) テレビ2台

- (イ) ステレオ1台
- (ロ) 16%映写機1台
- (ハ) 8%撮影、映写 各1台
- (ニ) テープレコーダー2台
- (ホ) 料理用具一式
- (ヘ) 茶の湯一式
- ㊦ 一般館具(事務用備品を除く)
- (イ) 軽自動車1台(ライトバン)
- (ロ) 長机 45脚
- (ハ) 折タタミ椅子 150脚
- (ニ) 応接セット 3セット
- (ホ) 卓球台 2台
- (ヘ) 電気掃除機 1台

(7) 附属施設

- ① 児童遊園
- ㊦ バレーコート1面(敷地確保)
- ㊧ 車庫及び自転車置場

(8) 関連施設

- ① 弥生遺跡包蔵地保存緑地 160㎡
- ㊦ 民俗資料館(計画)
- ㊧ 埋蔵文化財収蔵庫(計画)

(9) 職員

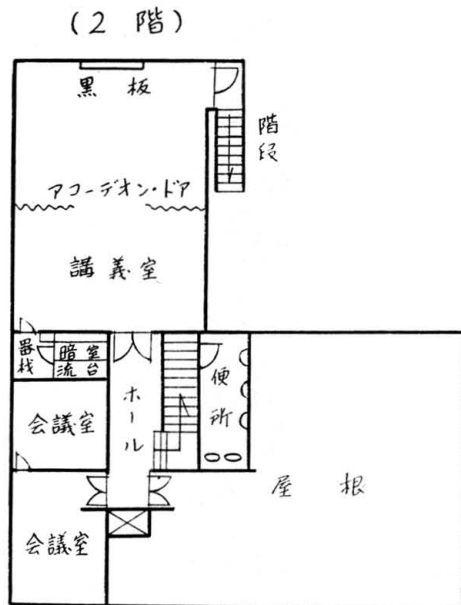
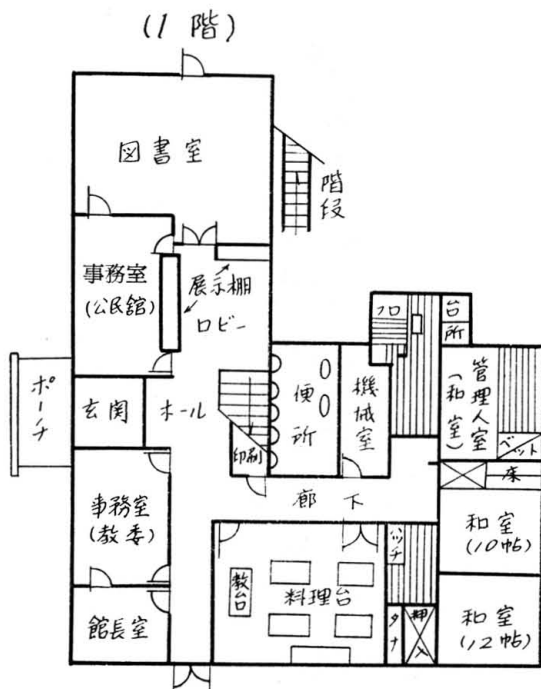
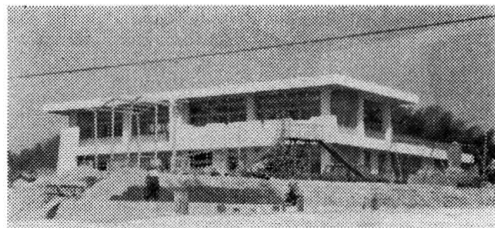
8名が公民館の事務と社会教育行政事務を兼ねて勤務している。内訳はつぎのとおり。

- ① 社会教育主事 1名
- ㊦ 館長(非常勤)
- ㊧ 主事 2名
- ㊨ 書記 2名(内1名は本年度定員増)
- ㊩ 嘱託(常勤, 文化財担当)
- ㊪ 用務員 1名

4. 今後の課題

- (1) 常勤館長制の実施, 並びに公民館職員と社会教育係職員の分化による経営体制の確立
- (2) 中央公民館と町内公民館との事業の分化等を考えるが, 都市地域の本町の様態から今後の公民館活動は, 全町一律的な方法では今後ますます通用しなくなり, 住民の一人一人の生活意識と要求を基礎とした施設を中心とする活動が効果的な企画ではあるまいか。更に各町内会公民館の施設整備の促進による各地域の特性を生かした多様な自主活動に対する協力援助もますます必要となると思う。

最後に実際の経営活動は新築移転後旬日を出ないので先輩各町の御教示をお願いしたい。





## 第6分科会 「公民館の望ましい配置と職員体制のあり方をめぐって」

(配置と職員)

(全公連中間報告をふまえて)

糸島郡前原町教育委員会

社会教育主事 吉村正宏

### 1. 公民館の配置、職員体制の現状

#### (1) 前原町の概要

イ. 人口 30,805人    ロ. 世帯数 6625戸

ハ. 面積 104.5K㎡

ニ. 学校 小学校7 中学校2  
 高等学校2 幼稚園2

#### ホ. 概況

都市近郊農村として都市化の傾向強く第一次産業の比率が低下し、第三次産業が著しくのびてきている。又青年層の流出激しく農業後継者問題、兼業農家の諸問題が社会教育の課題として派生している。

#### (2) 公民館の配置、職員体制

本町における公民館の設置については、幾多の変遷はあったが、現在郡内他町と同じく並立方式をとっている。即ち各校区毎に本館をおき、各々独立館として管内の社会教育事業、或いは指導に当たっている。これは文部省から「公民館設置基準」

が打出される以前からの体制である。

各校区本館毎に館長（非常勤）主事（嘱託）を配置し、公民館運営審議会も各校区毎においている。公民館施設については、各校区に設置する方針をとり現在5館をおき、残りの1館も近く新築の計画である。

各施設には用務員（一般職）をおき住込みとして管理に当たらせている。

「前原町公民館設置条例」

第2条 各小学校校区に本館をおき、その名称及び位置は別表のとおりとする。

2. 前原中央公民館を連絡等にあたる公民館とする。

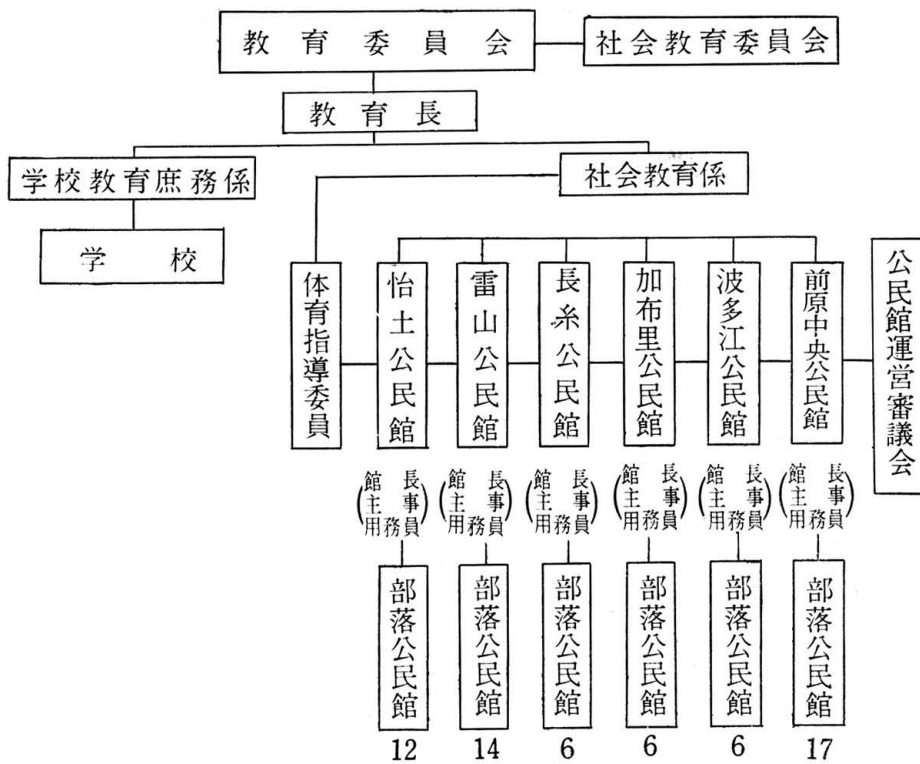
第5条 法第30条により、本館に公民館運営審議会をおく。

2. 委員の定数は8名以内とし教育委員会之を委嘱する。

公民館	内部設備	備品その他	
前原中央公民館	建坪 262坪 会議室 3 団体室 1 和室 1 講堂 1 調理室 1	電蓄 2    レコード 若干 16耗映写機 1 8耗撮影機及映写機 各1 ミシン 4台 図書 300冊（農業図書も含む） 運動用具    パレー用具 バトミントン、登山用具 アコーディオン 1台	旧女学校々舎移 転増改築
長糸公民館	建坪 147坪 会議室 2    調理室 1 団体室 1    ホール 1 和室 1	16耗映写機（校区用） 1 ミシン 2台 図書 100冊 電蓄 1台	旧村役場転用
怡土公民館	建坪 101.5坪 図書室 1    調理室 1 会議室 1 和室 3	スライド映写機 1 フィルム 50本 図書 500冊 ミシン 3台    電蓄 1台	新築および 旧館移築

雷山公民館	建坪	69.5坪	テープコーダー	1	新築
	和室	2	図書	300冊	
	図書室	1	運動用具	若干	
	調理室	1	電  蓄	1台	
波多江公民館	施設なし 事務所(小学校借用)				小学校併設
加布里公民館	建坪	55坪	ミシン	2台	新築
	和室	上2	図書	200冊	
	調理実習室	1	運動用具	若干	
	主事室	1	電  蓄	1	

(3) 社会教育行政組織



2. 今日にいたる経緯と観点

(1) 町村合併以前

昭和30年町村合併以前は、各町村共戦後の青空公民館的構想から、公立公民館はなく、部落集会所を中心とした指導や団体指導を主とし、公民館主事も教育長兼務であった。ただ旧怡土村においてだけは、合併直前に個人の寄附による公立公民館が建立されていた。

(2) 合併後から社教主事制度施行を経て現在まで  
昭和30年の町村合併の際、合併条件として支所

廃止後は、必ず旧町村に公立公民館を設置することという条項がとり交され、合併後雷山公民館、前原中央公民館が新改築によって整備された。長糸公民館も支所廃止後公民館として新発足した。

その後昭和36年怡土公民館が手狭まということ新たに土地を購入して新築、その後旧公民館を改築した。又昭和41年度、加布里公民館を小学校敷地内に新築し、6校区のうち5校区は公民館を設置したが、残る波多江校区も校区民から早急に公民館を設置してほしいとの要望が強く、近く新

設の予定である。この経過を顧みると、合併以前は施設面で不備であったが公民館活動が根強く住民の中に浸透し根をおろしていたといえる。また、そのことによって施設の必要性が住民の要求として行政に反映されたといっているのではないかと思う。

主事配置については、合併当初は教育長兼務で団体指導等をしていたにすぎなかったが、公民館の施設の充実と共に各公民館に主事の設置が要望され、波多江校区、加布里校区を含めて6人の非常勤主事が配置された。

又同時に管理人も臨時雇であったが各施設におかれた。当時主事は各校区から推せんされた名誉職に近いもので報酬も僅少であり奉仕的なものであった。

その後社会教育法の改正により社会教育主事が教育委員会に配置され、社会教育の行財政を統一すると共に主事の掌握と公民館の管理を一元化した。その中で従来の主事待遇は不合理であり、住民の要求に応じる勤務は出来ないという声があり、町有施設の長と同じ扱いをすることになり、給与は一定額であったのが身分保障はするという事になった。その後社会状況の変化等もあり主事の一般職化が強く要望され、結局主事を一般町職員にするが人員を半分にするという当局案におしきられ2校区受持ちで3人の主事が配置された。しかし2校区担当ではどうしても地域と密着した活動が出来ないという事態が生じ、又地区本館活動を住民の自主的な教育活動へ指向させるといふねらいもあって39年度から各校区に館長(非常勤)をおいた。之は2校区担当という変則性をカバーする意味もあった。その後の歩みの中から校区毎に主事を配置せよという意見が高まり、特に館長会の強い要望もあり嘱託主事を3名新たに委嘱し校区担当制にもなった。

しかしながら一般職と嘱託という身分保障、給与形態の異なる主事が同一業務にたづさわることには色々の面で障害を生じ、再度館長会から一般職か嘱託かどちらかの線に統一してほしいという要望が出され、又一般職主事の人事移動等もからみ41年度から全部を嘱託主事に切替えることに決定し、元教職にあった有能な人を各校区に配置し、その豊かな教育的識見と手腕に期待をかけているわけである。

一方教委においては、38年度から青年学級主事をおき、いきづまった青年学級を全町的に一元化して担当させている。

### 3. 現状についての問題点

これまで述べたように、公民館主事の配置については紆余曲折を経て現在に到ったが、現状が社会教育推進体制として最善の道とは思っていない。当初は各本館に一般職の主事をおく計画であったが、財政上の壁、あるいは適材の不足等により一歩後退した形態をとらざるを得なかった。これは地方自治体の財政力の現状から一面止むを得ないことでもある。又施設重点か人件費、事業費重点かいずれかを選択する場合、行政の方向あるいは住民の欲求によって相違してくると思われる。現状についての是非については、意見の分れるところであるが私見を述べてみたい。

- (1) 各公民館に館長、主事を配したことにより、活動面で良い意味の校区連帯感が生じ、自分たちの教育の場としての公民館観が生れ特色のある、行政依存ではない、自主的な企画、運営がなされ校区民と密着した活動がなされている。嘱託主事も高令ではあるが当該校区出身か当該校区に多年教べんをとった人で校区民との人間関係もスムーズであり校区民の信望もあつい。町職員の場合はどうしても行政的なタッチになりがちである。又自主的な盛り上りにより、公費にたよらず独自に公民館費を拠出各種の事業を実施し、又不足を補填している。
- (2) 主事に高令者が多いため、夜間又は時間外までの活動は多くを望めないが、これは給与上の保障もなく止むを得ないと思う。
- (3) 各校区に公民館を設置しているので、住民の集会の便がよく、これがひいては校区内の諸団体の活動を促進し、校区の発展に寄与している。しかし夜間、日曜等の過度の使用により、用務員等に過重な勤務を強いている面もあり調整が必要である。
- (4) 主事が一人であるので外出すると誰もおらず、住民に不便をかけているので主事補又は書記等の職員の配置が望まれる。

### 4. 中間報告を読んで

昭和40年に発表された「公民館のあるべき姿と今日的指標」は進展する社会に対応する新しい公民館の理念を打出したもので吾々が日頃考えている社会教育施策上の課題を浮彫りにし、その理想像を追及したものであるとして理解出来るが、現実とのあまりの隔りに実感がない。

50円銀貨を与えて500円の御馳走を食えと言われていたような憤りにも似た感を覚える。国家政策として強力な財政措置へ行政措置がなければ到底望むべくもない。

しかし現実が現実として、吾々は試行錯誤を繰返しながらか、住民のためのよりよき公民館制度は如何にあ

るべきかを探求する義務があると思う。又、本町の体制が地域性施設性をめざしてきたことに自信を得たので、更にその充実と共に専門性を助長していきたい。

## 5. 将来への展望

- (1) 公民館はあくまで地域と密着してこそ、その生命があると思う。又一面行政と住民との接点にあるとも言える重要な役割りを担っている。その意味では、そのあり方は地方自治に影響するところ大である。この理解の上立って、公民館体制を強化していきたいし、又すべきである。先ず施設の充実化即ち住民の要求に答え得る内部施設――

調理実習室、展示室、図書室、運動用具等の整備を図りたい。特に中央公民館は地域館より以上の高度な、また総合的な施設設備――例えば体育館、博物館、図書館、視聴室、犬集会場等を充実したい。

職員についても主事、主事補(書記)の最低2名は必要であり、特に中央館は3~4名の人員を確保したい。しかしながら中央館は、あくまで公民館機能の充実であり、系統的な一元化は社会教育課(係)の強化により行ない、指導体制を確立し行政上、推進組織上の複雑化はさけるべきであろう。

## 第7分科会 「公立公民館と部落・町内公民館の関連のあり方をめぐって」

(公立と類似)

田川市中央公民館

副館長 児島 磯 雄

### 1. 田川市の公民館をめぐる諸事情

#### (1) 外部的事情について

① 石炭合理化政策の波に洗われて住民の生活基盤の様相が大きく変ってきた。

② 10万人をこしていた市の人口も、7万5千人台におちた。生活保護家庭は全世帯数の約8.4%に達し郷土開発に当っては民生福祉の問題など教育以前のことがらが山積していて明るい住民のくらしを高めるための教育の取組みも必然的に行政的側面との関連をぬきにしては解決出来得ない。

③ 大手、中、小炭坑の閉廃山により、ほうかい家庭は勿論、住民が築きあげてきた各種の教育組織もバラバラになった。特に子ども会、婦人会、職場文化サークルなど打撃を受けた。

④ 産炭地振興、都市総合開発計画(緑の工業都市建設)の一環として住民の福祉と生活を高めるための公民館活動が本市の場合特に要求されている。

#### (2) 公民館事情について

① 一体公民館がどれ程住民に支えられ、住民のものとして受けとめられ、評価されているかについて反省点がある。

② 相対的に公民館活動に対する住民意識は低く、生活革新と対決する公民館活動によせる期待がうすい。

③ 中央公民館(公立)と地区公民館(部落、町内公民館一類似)のそれぞれが果す役割と理念の確立がうすい。

#### (3) 内的、外的事情の整理と方向づけ

一体公民館とは何なのか、そしてその実践の中味は公立公民館の部落、町内公民館の経営なり活動の理念が混同視されていたのを整理し、住民のための公民館活動本来の姿に帰すため、過去十数年あゆんできた田川市公民館活動の反省と評価の上に乗って、公立館、類似館の関係をはっきりさせていくなかで全市的公民館活動の姿を浮彫りさせ前進させる研究資料にした。

### 2. 田川市公民館活動のあゆみと、しくみと、ゆきについて

#### (1) あゆみについて

① 昭和24年から部落、町内公民館(類似館)の設置を次のような基準により推進してきた。

○ 設置地区は、自治行政区単位とする。但し、これにより難いときは、公民館運審(中央)の意見をきく。——広域自治区は、住民自治との関連をみて増設。

○ 施設は、部落、町内公民館として専用出来るものとする。

② 昭和42年現在市内85地区(団地など11区を含む)のうち51館の設置をみた。

③ 基準により設置された部落、町内公民館は、市から年間助成金3万2千円と学級助成費として1学級あたり2千円助成(現在増額要求中)。

④ 昭和30年、中央公民館を労働会館の中に併置し、主として部落、町内公民館活動の助成、育成活動に力点をこいた取組みをしてきた。

⑤ 以後数年間、中央公民館職員を各中学校区(8校区)に配置して、出張所、学校施設の一部を利用した支館(公立)制度の真似事をやってみたが、施設、財政、職員の不充足のためと、本館を空巣にするなどのことが重なりやむなくこの制度を断念した。

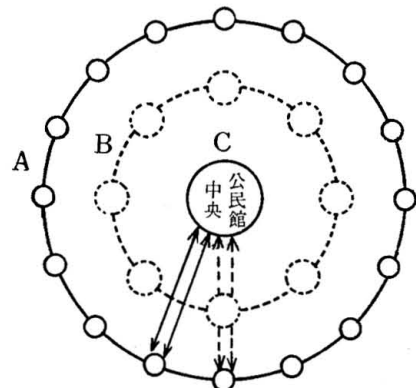
⑥ 昭和39年、市民の拠金も得て、中央公民館の完成をみた。(総工費約5千万円)

しかし、青年学級、成人学級、婦人学級などの開設、全市的機能集団への場の提供など効果も挙げ得ているが、真に住民の肌に触れうる何かが欠けているように思われる。

貸館的業務も多く、市民会館建設の必要が痛感されると同時に公民館結婚式などは早い時期に市民の手に返すべき事業と思う。

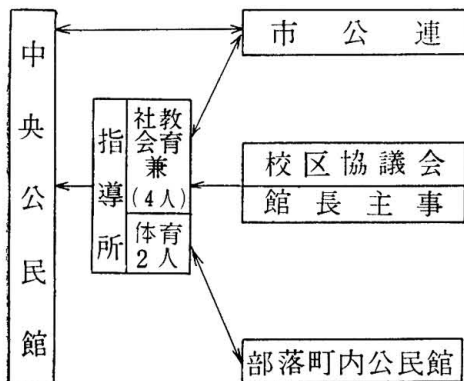
#### (2) しきみについて

① 田川市公民館施設の配置状況



- A群は部落・町内公民館
- B群は支館—田川市にはない。  
田川市振興マスタープランの教育計画の中では一  
中学校区毎に将来設置する。
- Cは、中央公民館。
- 部落、町内公民館の現状  
館域、50戸～1,000戸あり平均300戸程度、
- 役職員、館長、主事、専門部長、運営審議委員。  
館長と行政区長兼務は全館のうち40%、
- 予算 5万～20万と格差がある。市助成金は3万  
2百円、その他館費（平均月20円）区費、事業収  
入をあてている。

(4) 中央館—地区館の接触のしかた



a、会議や集会の種類

- 部落、町内運営月1回
- 校区協議会本館指導部出席（月1回）
- 校区研究集会（対象は地区館関係者）（年1回）
- 地域類型別公民館研究集会（年1回）農村。炭坑  
社宅，団地。商店街の三類型別。
- 市公民館連絡協議会（年2回）
- 公民館中央研究集会（年1回）

b、備品等の貸出し

c、相談業務（日常）

(3) 働きについて

住民のグチ（必要と要求）→調査と実態の分析  
→課題の設定→学習→実践→評価

この一連の循環する運動の積み重ねの中に部落、町内公民館のあるべき姿があるのである。住民自身が人間形成と社会形成の相こくの中で極めて泥臭く、生々しい生活の現実のなかで生きる営みをしていながら課題をとらえ実践し、そしてまた明日に生きる営みの中に消化させ、しかも仲間と共に創造していく活動こそ地区公民館の姿といわざるを得ない。部落、町内公民館の姿は特に観念的な教育一般抽象論のなかにあるのではなく、人間の成長を疎外し、

住民生活を疎外するものとの常時対決のなかに公民館活動の真の指標を見出し、中味を見出すものである。

(4) 部落、町内公民館活動実践の中味

- 住民の欲求の「よろず引受け」、無責任な寄り合い体制のおさえ方では、甘すぎてアキられる。
- 行政、産業、次代の背負うエネルギー（子どもたち）とのかわりあいのないものはソッポをむかれやすい。

部落、町内公民館の実践例

a、鎮西地区公民館（旧三井炭住地域）

㊦、昭和25年開館。会社労務管理とつながりのある運営がなされ、自主的活動は阻害されていた。

㊧、昭和38年三井閉山と同時に休館。居住者の入り替り多く、職種も雑多で閉地化した。PTA、婦人会、子供会、組合などの組織はついえさった。

㊨、昭和41年復館。住民の自主的な手によって運営に手がつけられた。しかし内職、アルバイト婦人など共稼ぎが多く青少年問題、婦人会学習組織集団などの立ちおくれがみられる。

㊩、とりくみ—事実、事象を大切に。昨年の夏休みに留守家庭の子ども（6歳）が市街地に出て車にハネられた。

「何故こうした悲惨な事故をおこしたのか」から話しあいに入った。参加者30人  
問題を出しあい、ひとつひとつをほぐしていった。

行政—企画室、商工課、警察、教育課、機関、団体—社会福祉協、防犯、公民館から助言者を招いたり、また窓口についたりして学習した。

㊪、実践の結果

- 解決したもの  
児童遊園広場完成  
社宅入口取付道路完成（舗装）
- 継続中のもの  
青少年育成体制づくり  
カギッ子対策  
婦人内職—中高年者のための工場誘致

b 夏吉地区公民館（農村）

住民の村づくりの意識は高く、県の表彰を受けた実績もある。

現在同地区では、鉱害復旧や農業構造改善事業などに取組んでいる。これには全村民の生活がかかっている。

昭和41年度県教委の「社会教育研究指定事業」を受けて、まず調査活動から入っている。調査員

は住民の中から20人を選び研修を受け第一次調査に入った。

昭和42年も事業を継続していくことにしている  
適確な問題の把握がなければ、適正な問題の処理、解決はなし得ない。

調査活動を通じて新しい問題意識をもちはじめたことを現時点では高く評価したい。

#### c 上伊田公民館（農村区）

隣保館に公民館を併置している。

文部省の同和地区指導事業を推進し、生活を高める学習に取り組んでいる。

問題点。親が「字をよめないのでバスに乗ることに困った」という声があり識字学級を作り学習に入った。

- ・親の成長と喜び。
- ・子どもたちの学習意欲の向上。
- ・人間開放への足がかりをつかめた。

#### (5) 中央公民館の実践

・主として部落、町内公民館に対してと

- ①、公立公民館はこれだというものもちあわせはまだない。（概念的、観念的にはいえるが。）
- ②、現状規定の上に立っていえることは、町内、部落公民館の上位的存在として中央に唯ひとつある中央公民館としては考えていない。むしろ並列的におきたい。
- ③、中央公民館が実践してきたことは、
  - ・地区館への指導、助言、触発など。
  - ・調査活動と広報活動の徹底。世論形成。
  - ・課題設定。1地区1課題の設定と実践の奨め。
  - ・学習活動の促進と質の転換。
  - ・指導者の養成と発見。公民館活動の死命を決するのは人であるとの考え方。
  - ・停滞分解、停滞地区の開発と住民組織確立のための側面的支援。

以上田川市公民館のおさえ、あゆみ、しくみ、動き

などについて述べた。

### 3. 公立公民館と部落、町内公民館の相関性について

#### (1) 部落、町内公民館としては

- ① 部落、町内という生活共同体としての諸機能を民主化し、合理化していく住民の組織活動体として意義を見出し、上に向く機能集団の総合としてとらえる。
- ② 公立公民館方式に見られる、潔べきな教育にかかわる住民センターとしてのみのとらえ方では、余りにも観念的すぎて部落、町内公民館活動にはあてはまらない。
- ③ 部落、町内公民館活動は住民の自治活動と不離不即のものがあり、お互いが埋没しあう中から教育的共同思考の学習条件とその場を引き出すべきであろう。
- ④ といつて学習の伴なわない「なまにえ」の行政、産業、教育などへの要求活動は部落、町内公民館の真の姿ではなく教育活動を誤らせる。

#### ② 公立公民館としては

- ① 教育の中央集権化は排除すべきである。
- ② 住民組織確立への支援をすべきである。
- ③ 活動費助成の実施。
- ④ 情報、資料の伝達と世論の喚起。
- ⑤ 行政や産業、教育に対する住民の学習要求活動に対して「ちょうつがい」的役割を果す。
- ⑥ 部落、町内公民館活動に対して学習条件の整備をする。
- ⑦ 生活学習を高めるための側面的触発と実践後の評価指導。
- ⑧ 早期に、支館（分館）制度を確立する。

### 4. むすび

以上のことが、田川市の公立公民館と部落、町内公民館の関係を現状の上に立って規定してみた。きびしいご批判を頂きたい。

# —— パネル 討 議 ——

## 討議主題

「今日の生活をみつめ、明日の生活を築く活動のために、公民館はどのような役割を果たすべきか。そのための施設・設備の充実と望ましい配置はどうあるべきか。」

登壇者	佐賀大学教育学部教授	佐藤千代吉
	鞍手郡若宮町平地区分館	奥村利雄
	大牟田市倉永校区婦人会	近藤節子
	甘木市教育委員会社会教育課長	坂井金次
	嘉穂郡稲築町公民館主事	久我貞美
司会者	福岡県教育庁社会教育主事	水摩安正



# —— 記 念 講 演 ——

## 地方自治と住民の学習

財団法人 東京市政調査会研究部長 星 野 光 男 氏

---

### 講師紹介

(略歴) 大正8年 群馬県高崎市生れ  
昭和17年 九州大学法文学部卒業  
昭和25年 東京市政調査会勤務  
昭和41年 同会研究部長となる

### (主な著書)

日本の地方政治 (東洋経済新報社)  
地方自治の研究 (日本評論新社)  
地方自治読本 (東洋経済新報社)  
地域開発と大都市問題 (共著ダイヤモンド社)  
地方自治のしごと (共著 三一書房)  
地方自治のはなし (東京書房社)

# 福岡県の公民館の現状 (資料1)

## 1. 公民館の設置状況

### (1) 県下の公立公民館数は293館

昭和41年度の県下各市町村における公立公民館の設置総数は第1表のように全部で293館で、市町村数に対する設置率は99%である。

第1表 県下の公立公民館設置状況

区分	市町村数	公民館設置市町村数	設置率	設置公民館数		
				中央館	地区館	計
市	16	16	100%	15	177	192
町村	83	82	98%	80	21	101
計	99	98	99%	95	198	293

未設置町村は1で、これは施設老朽で一応廃館としたものである。

設置形態としては、市の多くは「中央公民館」をおき小学校区ないし中学校区に「地区館」を配している。町村では中央公民館を整備し地区は分館として町内、部落公民館を配しているものが多い。また町村における地区館の多くは、合併前の旧町村公民館をこれにあてている。

### (2) 公民館分・支館の数は285館

第2表 分支館・部落・町内公民館の数

	本館数			分館数	部落・町内公民館数	法人立公民館数
	中央館	地区館	計			
市	15	177	192	21	1,304	4
町村	80	21	101	264	2,128	0
計	95	198	293	285	3,432	4

本館の外に「分館・支館」を設置するところも多く、285館に達している。これら公立分館に対する県費補助金が毎年25館平均交付され、学校区または町内単位にかなり整備されてきている。

「部落・町内公民館」は社会教育法では「類似施設」といわれるもので3,432館にもものぼるが、この内容は種々様々で、単なる組織上の名称のものから、かなり整備された集会施設をもつものまでである。

「法人立公民館」は、法にもとづく公民館で、北九州市若松区に4館設置されている。

## 2. 公民館施設の状況

### (1) 独立専用施設をもつものが82%

独立専用施設をもつものは全体の82%で、そのうち

の70% (166館)は公民館として戦後建築されたものである。

第3表 独立専用施設をもつ公民館数

	独立専用公民館数			併置または無施設	合計
	新築館数	転用館数	計		
市部	124	45	169	23	192
町村部	42	29	71	30	101
合計	166	74	240	53	293
%	57%	25%	82%	18%	100%

しかし一方、依然として「無施設」または事務室だけといった「併置公民館」が53館18%ある。また転用施設の74館 (25%) の中にも、老朽化したものや、教育施設としての条件が不十分なものも少なくない。

### (2) 公民館設置基準 (330㎡) 以上は半数

第4表 公民館の施設規模

	基準以下		基準以上		計
	99㎡以下	100～329㎡	330㎡～500㎡	500㎡以上	
市部	16	75	35	43	169
町村部	10	11	15	35	71
合計	26	86	50	78	240
%	11%	36%	21%	32%	100%

文部省は昭和34年に教育施設としての公民館の施設基準を示したが、ここで一応建築延面積330㎡以上という基準だけをとりあげて現有施設をみると、基準以上の公民館は128館で独立専用施設をもった公民館の52%、全公民館数の44%である。最近新築される公民館は大体500㎡以上のものが多い。全国公民館連合会では660㎡以上なければ社会教育施設としては不十分だとしている。(「今日の指標」参照のこと。)

第5表 公民館の建築の構造

	木造	ブロック造	鉄筋造	鉄骨その他	合計
館数	208	7	19	6	240
%	86.5%	3%	8%	2.5%	100%

建築構造では木造が最も多いが、最近のものはほとんど鉄筋コンクリート造りである。子どもから老人までと利用層の広い公民館には耐久度の高い施設が要求されてきた結果とみられる。

### 3. 公民館の建築状況

#### (1) 次第に高まる公民館新築傾向

社会教育の中心施設としての公民館への認識の高 \*

第6表 年度別公民館建築状況

年度		22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	計
館	市	1	0	1	2	2	5	5	9	9	4	7	14	11	9	8	9	5	9	5	11	126
	町村	0	0	1	1	0	2	2	5	5	0	2	0	3	1	2	1	2	3	3	7	40
数	合計	1	0	2	3	2	7	7	14	14	4	9	14	14	10	10	10	7	12	8	18	166

特に41年度は18館、このうち国庫補助を受けた施設8館と合っていない数に達し、42年度も同様の傾向があらわれている。

しかし、これら戦後新築されるものには地域的にかんりの差があり、「市」では126館のうち北九州市と福岡市で93館を新築している。「郡部」でも田川郡、嘉穂郡で整備がすすみ、浮羽、三井、八女、三潞郡等の筑後地区ではいちじるしく遅れている。

#### (2) 古い施設は改築の必要が生じている

第7表 公民館施設の使用年数

	3年未満	3～5年	6～9年	10～19年	20年以上	計
館数	27	37	60	73	43	240
%	11%	16%	25%	30%	18%	100%

\*

第8表 公民館長の勤務形態

	館長			副館長			合計			
	市部	町村部	計	市部	町村部	計	市部	町村部	計	%
専任	20	2	22	0	0	0	20	2	22	7.5
兼任	23	61	84	1	13	14	24	74	98	33.5
嘱託	139	34	173	0	0	0	139	34	173	59
合計	182	97	279	1	13	14	183	110	293	100.0

#### (2) 兼務館長では町村長と教育長が多い

兼務館長の本務の職名は第9表のとおりで、教育長が40名で半数、次いで町村長となっている。市では \*

\* まりと、学校建築の一段落からからかここ数年、新築整備の傾向が高まっている。

\* 10年以内が52%だが、60年 70年も経過した文化財的転用施設も少なくない。また戦後建築でも、公民館の施設構想が未成熟な時期に建築されたものは、早くも改築の必要を生じているところが少なくない。

### 4. 公民館職員の状況

#### (1) 専任の公民館長は極めて少ない

公民館長の多くは、今日もなお「非常勤嘱託」が最も多く59%にもぼっている。「専任館長」はわずかに22名(7.5%)にすぎない。このことが今日なお公共的教育機関としての公民館の弱さとなっている。町村部で専任館長2名、市でも北九州市八幡区、大牟田市飯塚市等に専任館長をみるだけである。

\* 嘱託館長が多く、町村では兼務館長が多いという傾向がみられる。

第9表 兼務館長の本務職名

	市町村長	教育長	課長	社教主事	出張所主任	その他	計
市部	0	4	8	0	8	3	23
町村部	15	36	3	1	0	6	61
合計	15	40	11	1	8	9	84
%	18%	48%	13%	1%	9%	11%	100%

(3) 公民館で働く一般職員の状況

一般に公民館の中心的働き手は「公民館主事」といわれているが、これは法律による規定をもつ職名でないためその実態は把握しにくい。ここでは、第10表に\*

\* よる「公民館主事」と「その他職員」の中の「主事」をそれとしてみてもと総数は391名となる。その勤務の形態は、専任が190名で約半数、残りの半数は兼務が154名、嘱託が47名である。

第10表 公民館職員の状況

	公民館主事			その他の職員							合計
	公民館主事	社主事	計	主事	主事補	書記	講師	用務員	その他	計	
専任	36	0	36	154	25	41	4	93	6	323	359
兼任	16	65	81	73	0	0	0	0	0	73	154
嘱託	36	0	36	11	0	0	13	53	0	77	113
合計	88	65	153	238	25	41	17	146	6	473	626

兼務の多くは教育委員会事務局職員であるが、中でも社会教育主事兼務が65名に達している。これは、公民館で働く職員の身分が今日なお行政職員と施設職員との未分化状態が一般的に根強く存在していることを示している。

1館当りの平均職員数は、館長を除くと大体2.1人。また教育にたずさわらない用務員を除くと1.6人平\*

\* 均という数字になる。

(4) 20～30歳代の職員がふえている

公民館職員は年寄りが多いとの通説があったが事実かどうか。非常勤館長を除くと50歳以上をとると実際には20%に達していない。30歳台までの職員が60%近くを占めている。

第11表 公民館職員の年齢構成

	10歳台	20歳台	30歳台	40歳台	50歳台	60歳台	70歳台	合計
市	7	51	84	58	52	3	1	251
町村	2	52	77	43	27	7	0	213
合計	9	103	161	101	79	10	1	464
%	2%	22%	34%	22%	17%	2%	0.2%	100%

職員の年齢構成は大きく若返っているとみられる。しかし一方、公民館職員と一般行政職員との交流が一般化し、経験が蓄積せず教育専門職員としての資質を習熟していく機会や雰意気が薄れていく傾向がありはしないだろうか。\*

\* (5) 公民館職員の最終学歴

公民館職員には、特定の資格が要求されていないので、その資質の一端をうかがうために、その最終学歴をみってみると次の通りである。

第12表 職員の最終学歴

	高小卒	旧中卒	高校卒	旧専卒	師範卒	短大卒	大学卒	その他	計
市	37	60	51	16	7	6	56	12	245
町村	22	49	84	8	14	15	25	26	243
合計	59	109	135	24	21	21	81	38	488
%	12%	22%	28%	5%	4%	4%	17%	8%	100%

旧制専門学校、師範学校卒業以上のものが30%。旧制中学校、高校卒業が丁度50%となっている。

(6) 公民館運営審議会委員はどんな人たさか

最後に、公民館の運営に大きな影響を与えらるる運営審議会委員の構成をみみると第13表の通りである。

構成には一応社会教育法の規定があることもあろうが、直接公民館を利用することの多い婦人団体や青年

団体等の利用者代表の比率がもう少し高められてよいのではなかろうか。また運営の実際が形式化している傾向等、公民館の大衆化民主化をすすめるための審議

会のあり方をめぐる課題にはなお多くの問題が残されていると考えられる。

第13表 公民館運営審議会委員構成

	議 代	会 表	学 校 の 長	婦 団 体	人 体 青 年 団	産 業 代 表	労 働 団 体	住 民 代 表	行 政 機 関	そ の 他	合 計
市	126	270	218	107	104	19	699	44	568	2,155	
町 村	152	252	163	128	116	26	353	113	291	1,594	
合 計	278	522	381	235	220	45	1,052	157	859	3,749	
%	8%	14%	10%	6%	6%	1%	28%	4%	23%	100%	

# 福岡県公民館大会の推移

(資料2)

回数	年月日	研究主題	主な内容
5 (飯塚市)	31年 10月25日	地方財政悪化と任命制教育委員会の発足のもとで公民館の整備、事業の大衆化、総合化等を研究する。	体験発表, 全体討議 記念講演, 九大平塚益徳教授 討論会「公民館の現状はこれでよいのか」
6 (豊前市)	32年 10月19日	町村合併と地方財政再建の中での公民館の組織編成と分館活動の振興策を研究する。	分科会(4) 全体討議「分科会提案議題をめぐって」 パネル討議「新生活運動の反省と今後の推進方策について」
	33年	全国都市公民館研究大会(八幡市)のため県公民館を兼ねて実施。	
7 (福岡市)	34年 11月21日 22日	社会教育法施行10周年を記念して、公民館10年の歩みを省み、新しい時代に即応する振興方策を研究。	分科会(5) 全体討議「これからの公民館はいかにあるべきか」 パネル討議「10年のあゆみとこれからの公民館」 講演「公民館10年の歩みと反省」 鈴木健次郎氏
8 (大川市)	35年 10月3日 4日	公民館運営の科学科と技術化を促進し、設置基準に則って公民館の当面する諸問題を研究する。	分科会(5) 全体討議 パネル討議「社会教育の実践から公民館に何を望むか」 県議会各派に「社会教育振興方策」を聞く会 シンポジウム「地域の社会教育センターとして公民館の整備を計画的に推進するには」
9 (直方市)	36年 6月3日 4日	総合社会教育の推進と、地域文化センターとしての公民館活動と経営の新しいあり方を研究する。	分科会(5) 実績発表, 全体討議, 参加者感想発表 講演「総合社会教育の推進と公民館の役割」 田代元弥氏 講師の話しあい「地域の社会教育を総合的に推進するには」 (登壇者) 九大 藤原英夫, 戸畑市長, 宮田町長, 直方市教育長, 赤池町公民館長
10 (行橋市)	37年 5月13日 14日	楽しく学び、豊かな暮らしと文化をつくるために公民館はどうしたらよいかを研究する。	分科会(9) 参加者感想発表 スライド映写「公民館15年のあゆみと問題点」 8%映画「公民館活動の実際」 講演「欧州の社会教育施設をみて」 全公連 樋上事務局長
11 (戸畑市)	38年 5月25日 26日	住みよい地域社会に豊かな文化をつくらう。	分科会(8) 全体討議, パネル討議(助言者による分科会のまとめ) 対談と討議「新しい地域社会の建設と生活文化の向上発展に何が必要か」 講演「地域における生活文化の振興と公民館の役割」 永杉喜輔氏
12 (福岡市)	39年 5月31日 6月1日	ひとりひとりの生活をよくし豊かな市民性を育てるために公民館はどうしたらよいか。	分科会(9) 分科会報告, パネル討議「公民館に期待する」 講演「地域社会の近代化と公民館の役割」 米林富男氏
13 (筑後市)	40年 5月23日 24日	変貌する社会における住民の社会教育活動を振興するため公民館はどのような役割を果たすべきか。	分科会(8) 分科会報告 パネル討議「地域住民の生活文化を高めるために公民館の果たすべき役割は何か」 講演「現代に生きる日本人のあり方」 今中次磨氏
14 (田川市)	41年 5月24日 25日	住民の創造的・生活の確立をめざす自主的な学習活動を育てよう。	分科会(5) パネル討議「分科会討議をめぐって」(助言者登壇) 講演「めくらめっぽうの人生観」 宮崎康平氏

## —— 最近建設された公民館から ——

(資料3)

建築年度	市郡名	公民館の名称	所在地	構造	建築延面積	備考
34年度	嘉穂郡	庄内町公民館	庄内町綱分802の7	木造2階	1.044 <sup>m<sup>2</sup></sup>	国庫補助金
35年度	築上郡	吉富町公民館	吉富町大字広津413	木造2階	749	国庫補助金
36年度	嘉穂郡	碓井町公民館	碓井町大字上臼井1346	木造 プロ平屋 ック	676	国庫補助金
	筑後市	筑後市中央公民館	筑後市山の井906の3	木造2階	842	国庫補助金
	朝倉郡	杷木町公民館	杷木町大字寒氷80の1	木造	1.099	国庫補助金
37年度	甘木市	安川公民館	甘木市安川町	木造平屋	669	国庫補助金
	豊前市	三毛門公民館	豊前市大字三毛門914の1	木造2階	459	国庫補助金
	田川市	川崎町中央公民館	川崎町大字田原791の1	ブロック 造	700	国庫補助金
	北九州市	八幡区本城公民館	北九州市八幡区本城町 大字九の坪	木造2階	601	国庫補助金
	〃	八幡区穴生公民館	北九州市八幡区穴生896	木造2階	960	
	〃	小倉区足立公民館	北九州市小倉区中津口3丁目	木造平屋	351	
38年度	福岡市	三宅公民館	福岡市三宅本町912	木造2階	230	
	北九州市	八幡区枝光北公民館	北九州市八幡区宮田町5丁目	木造2階	560	国庫補助金 100万円
	田川市	田川市中央公民館	田川市大字奈良峰地2053の3	鉄筋2階	1.068	国庫補助金 100万円
39年度	朝倉郡	朝倉町公民館	朝倉町大字宮野2047	木造2階	719	国庫補助金 100万円
	田川郡	金田町中央公民館	金田町大字金田958の6	鉄骨2階	587	国庫補助金
	粕屋郡	志賀町公民館	志賀町大字志賀島736の1	木造2階	551	国庫補助金
	朝倉郡	夜須町中央公民館	夜須町大字篠隈339の1	鉄筋2階	959	国庫補助金
	福岡市	草ヶ江公民館	福岡市草香江1丁目4	木造平屋	336	
40年度	福岡市	赤坂公民館	福岡市赤坂2丁目5-14	木造2階	264	
	北九州市	門司区松ヶ枝公民館	北九州市門司区大字恒見 下堤748の1	鉄筋2階	689	国庫補助金 250万円
	筑紫郡	那珂川町南畑公民館	那珂川町埋金853の3	木造平屋	393	国庫補助金 100万円
	久留米市	荘島公民館	久留米市荘島町172	鉄筋2階	243	
	福岡市	舞鶴公民館	福岡市舞鶴2丁目6の6	木造2階	271	
	嘉穂郡	筑穂町公民館	筑穂町大字長尾	木造2階	508	
41年度	北九州市	小倉区日明公民館	北九州市小倉区大字板櫃字大沼	鉄筋2階	393	国庫補助金 120万円
	〃	八幡区引野公民館	北九州市八幡区引野別所	木造2階	565	国庫補助金 120万円
	柳川市	両開公民館	柳川市有明町1748	木造平屋	648	国庫補助金 180万円
	田川郡	添田町中央公民館	添田町大字添田538	鉄筋2階	592	国庫補助金 180万円
	筑紫郡	春日町公民館	春日町伯玄町2丁目	鉄筋2階	599	国庫補助金 180万円
	飯塚市	飯塚市中央公民館	飯塚市大字西町2番	鉄筋3階	3.018	国庫補助金 300万円
	築上郡	新吉富村公民館	新吉富村大字緒方588の1	木造平屋	502	国庫補助金 180万円
	宗像郡	宗像町東部公民館	宗像町大字土穴字村内	鉄骨2階	341	国庫補助金 120万円
	遠賀郡	遠賀町公民館	遠賀町大字今古賀91-1	木造平屋	271	
	福岡市	高取公民館	福岡市神楽町10	木造平屋	264	

# —— 公民館のあるべき姿と今日的指標 —— (資料4)

(全国公民館連合会中間報告)

——急激な社会の変容に即応する公民館のあり方にたいし、新しい角度から検討を加えねばならぬ幾多の問題に当面している。ここに公民館連合会は公民館のあるべき姿を考え、かつ今日的な指標の確立を緊要として、専門的調査機関を設け、その結果の中間報告の運びとなったのである。

## 総 論

### 1. 序 説

敗戦後、焦土の上に「公民館」の構想がうちだされてから約20年、全国の公民館関係者は、もろもろの困難をのりこえ、その理想の達成に努めてきた。

その間朝朝戦争から講和条約の発効をへて、地方教育委員会の設置、町村合併促進などの影響により、公民館をめぐる情勢は変化し、かつての構想への取り組みにも停滞のきざしがみえるに至った。しかも、やがて進行してきた技術革新と経済の高度成長は、社会の様相を一変しつつある。

これらの情況のもとにおいて、公民館は量的には増加の一途をたどってきたが、質的にはなお多くの問題をのこし、公民館関係者のひたむきな営みにもかかわらず、その実効をじゅうぶんにあげ得ていないうらみが多い。

ここにおいて、まず、公民館創設以後の時代の変遷と、それぞれの時代における公民館に対する指標をふりかえて、問題の所在を明らかにしたい。

敗戦後、各地域に胎動しつつあった祖国再建の動きに呼応して、昭和21年に発せられた文部次官通達は、荒廃した郷土民心をうるおし、公民館運動の波は全国にひがっていった。しかしながら、当時としてはやむを得ない一面であるが、それは施設観に欠けるところがあって、これが現在にまで尾をひいている。

昭和24年に公布せられた社会教育法は、日本国憲法、教育基本法にもとづいて、公民館に法的根拠を与えとともに、社会教育の領域を確立するものとして、画期的重要性をもつものであった。しかしながら地方公共団体の中には理解と努力を欠くものもあり、全般にわたって、社会教育法が十分に生かされなかったうらみがある。

昭和34年の社会教育法一部改正は、公民館関係者多年の要望にこたえ得ぬ部面もあったが、つづいて告示

された「公民館の設置及び運営に関する基準」と、その後累年の国庫補助金の増額とは、公民館の施設整備を促進した。

しかし、この間における教育委員会法の改廃がもたらした教育行政の変化の流れは、公民館の発展を暗影を投ずる要因ともなった感がある。

その後、昭和38年、文部省は変容する社会の実情にかんがみ「発展する社会と公民館の運営」を刊行して、公民館のあるべき姿を説いた。それは、住民個々の要望をみだし、他の施設、機関との結び目となり、技術面に新領域を示唆するなどの方向を示したが急激な社会の変化に応ずるには、さらに新しい方策の確立が期待される。

すなわち、われわれは、公民館創設当時の社会的条件を一変した現在の時点において、あらためて「公民館のあるべき姿」を探求し、ここにその「今日的指標」を見出そうとするものである。

### 2. 公民館のあるべき姿

#### (1) 目的と理念

公民館は、住民の生活の必要にこたえ、教育、学術、文化の向上につとめ、もって地域民主化の推進に役立つことを目的とする。

このためには、つぎのような理念に立たなければならぬ。

① 公民館活動の基底は人間尊重の精神にある。

人間を尊敬信愛し、人間の生命と幸福をまもる、この輝かしい理念を、われわれの社会において実現したい。

② 公民館活動の核心は、国民教育新態勢の確立にある。

文明の急速な発展は、国民の生涯を通ずる教育を不可欠のものとしている。公民館は学校とならんで国民教育態勢を樹立し、全国民に教育の機会均等を保障する中心的機関とならなければならない。



⑧ 公民館活動の究極のねらいは、地方自治振興の拠点となるにある。

公民館は、自他共存の生活感情を育成し、住民自治の実をあげる場とならなければならない。

## (2) 役割

### ① 集会と活用

地域の社会生活は、集会活動をとおして向上する。このため集会場、いこいの場、茶の間など、多様な役割りをはたすものが公民館である。

さらにすすんで、住民の日常生活の相談に応じ、資料をととのえ、住民を他の諸機関、諸施設に媒介するなど、積極的な活用に供するのも公民館である。

地域住民が、公民館に最も強く要求するのは、まずこの機能である。

### ② 学習と創造

学習活動の場をととのえ、ゆたかな教材を提供し、教育文化活動を展開するのが、公民館の重要な役割りである。

住民の継続的な学習活動は、各種学級、講座等によって動機づけられ、かつ充実される。しかもそれらは個人や小集団による自主的な学習によって深められ進められる必要がある。そのような学習活動をささえ、発展させるための活動は、数多く考案されるべきであり、また各種の資料や図書をととのえ、これを活用する場を構成し教育的な条件を整備すべきである。

これが、公民館の中核的な役割りである。

### ③ 総合と調整

地域社会における生活課題といかにして総合的に、取り組むか、ここに公民館の高次の役割りがある。

公民館は、諸団体、諸機関の連絡と調整をはかり、住民の組織的な教育活動を通じて、正しく力ある世論をもちあげ、地域社会を発展させる原動力となるよう、学習の成果を実践にうつすのをたすける用意がなければならない。

## (3) 特質

### ① 地域性

公民館は、民主的な地方自治をうちたて、地域の生活課題を発見し解決する場である。このためには、生活連帯意識をささえる地域性が重視されなければならない。

しかしながら、その反面地域閉鎖性をさけ、広く社会の推移に着眼する要がある。

### ② 施設性

公民館は、教育施設としての特質が強調されな

ければならない。計画的、継続的、多目的で多様な活動を展開するためには、専用の施設と完全な設備とが必要であり、とくに時代の進展に即応する教材、教具が豊かに導入されなければならない。

### ③ 専門性

公民館は、専門の職員によって運営されるべきである。しかも、公民館の機能を効果的に発揮するためには、職員の識見、技術、熱意にまつところが大きい。したがって職員の不断の研修が必要である。

### ④ 公共性

公民館は、公立と私立たるとを問わず公共性をもつ。教育の機会均等、非営利性および独立を確立するために、公共性を絶対の条件とする。

## 3. 今日の指標

### (1) 企画の科学化

社会の変容に対処するためには、科学的方法に基づいて地域の実態を把握し、真に住民の要求に応ずるキメ細かな企画が打ち出されなければならない。

企画を科学化するためには、つぎの視点に立つことが必要である。

- ① 社会の進展や産業構造の変革に対し、社会科学的、歴史的洞察をおこなうこと。
- ② 消費革命や流通革命がもたらしつつある利己的、打算的傾向に対し、社会連帯の意識や態度の形成をめざすこと。
- ③ マスコミを支配しつつある商業主義的傾向に対して、自主的、批判的態度を育成すること。
- ④ 近時の都市化、機械化によって失われようとする人間性の回復をはかること。
- ⑤ 企画にあたっては、地域の諸機関、諸団体との連けいを密にすること。

### (2) 運営の効率化

教育活動が、直ちに具象的な効果をあげうるものでないという事実にかくれて、運営の非効率が見すごされてはならない。

公民館の運営を効率化するためには、次の視点が重要である。

- ① 地域住民の欲求を反映し、社会教育に積極性と熱意をもつ運営審議会委員を選び、運営審議会の活動を活発にすること。
- ② 活動展開のため必要に応じ、地域のすぐれた人材を発掘し協力組織をつくること。
- ③ 有志指導者（ボランティア）を発見し、随時これが活用をはかること。
- ④ 常時の活動をとおして、住民の学習集団の形

成とその波及、ならびにこれにもとづく実践運動への展開を配慮すること。

### (3) 事業の近代化

公民館活動の惰性を破るにはその成長度に応じ、地域の実態に即して事業の近代化をはからねばならない。

事業の近代化には、つぎの視点が重視される。

- ① 他の諸機関、諸施設との共催、近隣の公民館との共同、立地条件を異にする公民館相互の交流などにより新境地をひらくこと。
- ② 受動的な学習に終始せず、創作、創造、実習実験など、生活と生産にむすびつき現代人の心理に適合する能動的な事業を重視すること。
- ③ 新しい視聴覚器材などを活用し、進展する科学技術に習熟せしめる事業を実施すること。
- ④ 移動公民館、有線放送などを駆使し、事業の機動性、浸透性を高めること。

### (4) 管理の適性化

公民館は、公的機関としての性格を明確にし、本来の使命に徹するため、管理の適正化をはからなければならない。

管理の適正化には、つぎの視点が肝要である。

- ① 公民館長は、常勤と非常勤とを問わず、公民館経営の終局の責任者であるという管理体制を確立すること。
- ② 職員の専門的な知識と技術が最高度に発揮できるような職員構成とその適正な配置をはかること。
- ③ 施設、設備の管理にあたっては、住民の利用の便を優先的に考慮すること。
- ④ 公民館の経費は、十分に確保されるようにつとめると共に、その効率的な使用を綿密に考慮すること。
- ⑤ 公民館の配置を適正にするために、教育行政機関の積極的な対策を促進すること。

## 4. むすび

われわれは20年ちかい歩みをとおして、公民館のあるべき姿をさぐり、その究極の理念を探求するとともに変容激動する社会における「今日的指標」を求めてきた。

ここにつかみ得たところには、なお、検討を要するところも少なくないであろう。大方のご指摘をまっぴらごめい、その完べきを期したい。

## 各 論

### 一五つの課題の試案一

#### は し が き

全国公民館連合会は、さきに専門委員会に委嘱して「公民館のあるべき姿と今日的指標」についての調査研究をつづけ、その総論ともいべき基本課題についての研究成果を、「中間報告」として昨年11月の第14回全国公民館大会において発表した。この「総論」においては、「公民館のあるべき姿」として、その「目的と理念」「役割り」「特質」を説き、「今日的指標」として「企画の科学化」「運営の効率化」「事業の近代化」「管理の適正化」を強調した。

しかしながら、公民館をめぐるもろもろの条件は、この「あるべき姿と今日的指標」をはばむものが多い。全公連は、それらの問題の所在を明らかにし、これに対応する方策を確立するため、とくに重要と認められる五つの課題を選び、重ねて専門委員会の調査研究を乞うた。専門委員会は、本年初め、課題ごとに五つの部会を設け、分担して調査研究を重ね、さらに数次にわたる合同研究の結果、ここにその「試案」をまとめられた。これは、さきの「総論」にたいする「各論」ともいべきものである。「公民館のあるべき姿と今日的指標」は、総論、各論ともに、公民館人によって公民館人の指標を確立しようとするものである。全国の公民館関係者が、相携えて研究討議を重ねられることを切望してやまない。

#### 凡 例

- (1) 今回の作業においては、調査研究の対象をすべて「公立」の公民館に限ることとした。
- (2) この「試案」においては、「設置基準」にいう「都市においては中学校区に」「町村地域においては小学校区」に設けられる公民館を、すべて「本館」の呼称に統一して記述した。
- (3) したがって、いわゆる「中央公民館」および「地区公民館」は、すべて「本館」の中に含まれるものである。

#### 1. 地方教育行政ならびに一般行政と公民館との関係

社会教育法第5条には「市町村教育委員会の事務」について、また同法第22条には「公民館の事業」についての規定がある。しかし、この両者のあいだに重複があるため、教育委員と公民館との役割り分担に明確さを欠くような事実もみられる。さらにまた、国・都道府県および市町村の一般行政の公民館に対する施策において、現状では、なお不十分なものがあって、公民館の振興に好ましくない影響を与えている。

このような観点から、教育行政および一般行政と公

民館との関係について、とくに考慮すべき点はつぎのとおりである。

#### (1) 公民館と市町村教育委員会との関係

- ① 公民館は、社会教育活動実施の中核機関である。それは、地域住民の中に位置し、その多様な教育的要求を発掘し、それに必要な諸事業を企画・実施するものである。
- ② 市町村の教育委員会は、公民館の設置者であり、管理者である。したがって、それは公民館の事業を完全に実施するために必要な人的・物的条件の整備にあたるべきである。
- ③ 公民館未設置の地域においては、教育委員会は、まずこれが設置につとめ、その実現をみるまでの間は、これに代って社会教育事業を主催することが認められる。

#### (3) 公民館主事と市町村教育委員会事務局の社会教育主事との関係

- ① 公民館主事は、社会教育事業に関する専門的知識と資格とをそなえ、公民館を中心とする教育活動の実施にあたるものである。
- ② 教育委員会事務局の社会教育主事は、社会教育に関する専門的な識見をもって教育委員会の事務を担当し、かつ求めに応じて社会教育を行なうものの指導・助言にあたるものである。
- ③ 公民館主事と社会教育主事との相互の兼務関係は、過渡的措置として認めるべきものである。

#### (3) 公民館と地方一般行政機関等との関係

- ① 市町村は、公民館を町づくり・村づくりの中心拠点として将来計画を策定し、その実現を期することが必要である。
- ② 公民館は、住民の中にある教育的公共施設であるがゆえに、一般行政機関および公益団体の行なう諸事業のうち、教育目的と合致するものを共催し、主催し、または援助するものである。
- ③ 公民館主事その他の公民館職員に一般行政の末端事務の補助等を担当させることによって、公民館本来の活動に支障をきたすことは厳に避くべきである。

#### (4) 公民館に対する中央行政の施策

- ① 文部省は、公民館がその本来の役割りを果しうるよう施設・設備に対する補助金の完全定率化および職員の給与に対する単独の補助制度を確立すべきである。
- ② 自治省は、公民館に対する地方自治体の財政措置に格段の考慮を加えるべきである。

- ③ 都道府県教育委員会は、公民館職員の研修、連絡、研究活動をきかんにして公民館活動を側面的に援助するとともに、国と同様、積極的に財政的助成をなすべきである。

## 2. 市民会館等の出現にともなう公民館のあり方

近時、市町村等が設置する市民会館その他さまざまな目的の施設が増加している。これは、一面望ましいことであるが、反面、公民館との関係をめぐっている問題が生じている。

この際、社会教育の総合施設としての公民館と、これら諸施設との関係について解明することは、公民館の設置目的を達成するため重要なことである。

以下、これらの諸施設を便宜上、一般施設（市民会館など）、分化施設（児童館など）、専門施設（図書館など）の三種類にわけて検討する。

### (1) 一般施設

「一般施設」とは、その規模が大きく、広く一般の利用に供するものをいい、公会堂・市民会館・文化会館などがあげられる。その機能は、主として大集会用にあるが、各種の会議、展示、宣伝等にも利用せられるもので、概して有料の貸与施設である。

これらの一般施設と公民館との関係は、その特徴をそれぞれ生かしつつ、つぎの視点において相互にその施設機能を「補充」しあうことにある。

- ① 一般施設は、儀式、行事、娯楽等の大集会を主とするが、公民館は、地域住民の教育要求にこたえて学習・会議・親ほく等の中小集会の場となることが多い。したがって、集会の規模、内容などに応じて施設の機能を互いに補いあうべきである。
- ② 一般施設は、広く一般にその施設を貸与するものであるが、公民館は、対象地域の住民生活に結びついた地域活動を中心とするものであるから、住民の施設利用の目的に応じて、相互に便宜をはかりあうべきである。
- ③ 一般施設は、施設の有料貸与を中心とするが、公民館は教育活動を主とし、とくに職員の専門性を生かし、教育的な資料の整備と専門的、技術的な助言・指導にあたるものである。

### (2) 分化施設

「分化施設」とは、社会の機能分化に即応して設置されているもので、児童館・児童科学館・勤労青少年ホーム、青少年センター、婦人会館、婦人ホーム、生活館、厚生会館、福祉会館、産業館、農業センター、商工会館などがある。

公民館は、その活動の領域をひろげ、学習と生活を結びつけかつ深めるため、これらの施設と、つぎ

の視点で積極的な連けいをはかるべきである。

- ① 相互に資料を交換し、また講師・指導者の交換派遣を行なうことによって、公民館活動の多様性をはかること。
- ② 公民館は、その事業の実施にあたり、可能なかぎりこれら施設と事業の共催、提携をはかること。

### (8) 専門施設

「専門施設」とは、社会教育法その他に定められた施設で、図書館、博物館、青年の家、児童文化センター、視聴覚ライブラリー等である。

公民館とこれら専門施設とは、つぎの視点にもとづき、対等で双務的な協力関係を強化すべきである。

- ① 公民館は、その活動の展開において、専門施設との間に場と資料を相互に活用して、協力の実をあげること。
- ② 両施設は、相互に職員の専門性を生かし、随時にこれを交換して協力しあい、事業の近代化をはかること。
- ③ 公民館が育成しつつあるグループは、専門施設のもつそれらと交流の場をもち、協力して地域社会の改善に参加しうよう配慮すること。

## 3 望ましい公民館の体制と配置

昭和三十四年「公民館の設置及び運営に関する基準」が公布されて以来、関係者はこの線にそつて公民館の整備につとめているが、基準の内容にも問題があり、また、関係者の努力もまだ十分の成果をあげていないうらみがある。

今日の段階において、公民館の最低の要件をみたすための、その体制と配置の基準を明らかにすることは、今後の公民館の重要な課題である。

### (1) 配 置

- ① 市町村における公民館の体制は、本館の並立方式をとるを適當する。  
この場合、形式的並立方式として、数個の本館の職員と予算を統合し、ブロック運営方式をとることは望ましくない。
- ② 公民館の設置区域は、都市においては中学校区に一館となっているが、可能なかぎりにおいて、さらにその区域を縮少することが望ましい。
- ③ 分館は、地形・人口・産業構造等を勘案し、公民館活動展開の必要に応じて、なるべく住民生活に近接して設けること。
- ④ 部落(町内)公民館等は、可能なかぎり条例による施設とし、分館として位置づけること。

### (2) 施設および設備

- ① 本館には、少なくともつぎの施設を備えること。  
ア、集会の施設 会議室、集会室、談話室、児童室、相談室、講堂等  
イ、学習の施設 講義室、実験・実習室、図書室、展示室等  
ウ、管理の施設 館長室、事務室、宿直室、倉庫、車庫等
- ② 各施設は、つぎの面積を確保することが望ましい。(単位は平方メートル)  
会議室(50) 集会室(50) 談話室(50) 児童室(50) 相談室(26) 講堂(兼展示室, 165) 講義室(66) 実験・実習室(66) 図書室(66) 館長室(26) 事務室(40) 宿直室(13) 以上計12室 668平方メートル  
ほかに付帯施設(倉庫・車庫・湯沸場・便所・廊下・階段等) 332平方メートル  
合計 1,000平方メートル
- ③ 本館には、区域内の実態に応じ屋外体育施設等を備えること。
- ④ 構造を開放的にし、設備の様式を近代的にすること。
- ⑤ 本館には、「基準」に示すもののほか、つぎの設備を備えること。  
ア、展示用具  
イ、自動車および單車等
- ⑥ 分館には、図書・資料・楽器・スポーツ用具のほか、必要なものを備えること。

### (3) 職 員

- ① 本館には、設置区域の人口5000名について、最低つぎの5名の職員をおくこと。  
館長 主事 主事補 書記 用務員
- ② 人口5000名をこえるときは、人口の増加に応じて適宜増員すること。
- ③ 体育指導委員、青少年指導員、社会教育指導員等は、なるべく公民館の非常勤職員とすること。
- ④ 分館には、主事、用務員など最低二名の職員をおくこと。

### (4) 運営審議会

- ① 本館には、各館ごとに運営審議会をおくものとし、「二以上の公民館について一の公民館運営審議会をおく」ことは望ましくない。
- ② 一つの運営審議会の委員数は、最低5名とすること。
- ③ 運営審議会委員の選任において、公民館利用

者を代表する者が含まれるよう考慮すること。

- ④ 運営審議会委員と、社会教育委員との兼務は望ましくない。
- ⑤ 運営審議会委員の任期は、二年を相当とする。ただし、再任を妨げないが、三たび以上連続して委嘱することは望ましくない。

#### 4. 公民館における標準的事業の領域と内容

公民館の行なう事業については、社会教育法第22条に示されている。もとより、それぞれの公民館の事業は、地域の実態をふまえ、实际生活に即したものでなければならないが、その事業の企画・実施にあたっての基本原則と標準的な事業の領域と内容を考究して、公民館のあるべき姿の実現に資したい。

公民館の事業の企画・実施にあたっての基本原則としては①住民の生活の要求にこたえて、その生活課題を教育的に解決する方途を援助するとともに、②事業の企画および実施の過程における教育的意義を重視し③かつ住民の生活課題と地域社会の課題の解決に照らして教育的に評価されるものであること、が配慮されなければならない。

公民館のあるべき姿に見あった標準的事業の領域と内容を考察すると、おおよそつぎのとおりである。

##### (1) 集会と活用

- ① 集会の場の提供
  - ア 地域内の機関、団体、小集団などが開催する集会、会議、講習会、研究会その他の行事に会場を提供すること。
  - イ 住民の生活改善等のために催す行事に施設・設備を提供すること。
- ② レクリエーションの場の提供
  - ア いこいの場としての談話室（ロビー）はつねに開放されていること。
  - イ 軽スポーツ、ゲーム、ダンス、野外活動などの社会体育、レクリエーション活動の場を提供すること。
- ③ 住民相談の場の開設
  - ア 地域における懇談会を開くこと。
  - イ 教育相談、法律相談、健康相談、結婚相談など住民の生活相談に応ずる場を開設すること。
- ④ 年中行事の実施
  - ア 教育的な意義をもつ諸種の年中行事を行なうこと。
- ⑤ 資料の収集と提供
  - ア 図書、新聞、雑誌、小冊子、切り抜きなどの資料を選択・収集し、または自作し、これを適宜整理・配置して住民の利用に供すること。
  - イ 絵画、写真、図表、映画フィルム、スライド

レコード、録音テープ、実物、標本、模型などの視聴覚資料を選択・収集し、または自作して住民の利用に供すること。

ウ 郷土資料を収集・保存して住民の閲覧に供すること。

##### ⑥ 広報活動

ア 公民館活動を周知徹底させるための広報を行なうこと。

イ 地域住民に必要な行政に関する情報を提供すること。

ウ 社会的、公的に有意義な情報を提供すること。

エ 国際的視野をひろめるための知識および情報を提供すること。

##### ⑦ 他の機関・施設との仲介

ア 住民の生活相談を専門家、専門機関に仲介すること。

イ 一般施設、専門施設、分化施設の活用について住民に仲介すること。

ウ マス・コミュニケーションの活用をはかること。

##### (2) 学習と創造

###### ① 学級・講座の開設

ア 市民的教養ならびに生活・職業技術に関する多様な学級・講座を開設すること。

イ 学校開放講座の促進、大学拡張講座の促進、誘致につとめること。

ウ 通信教育の受講を援助すること。

###### ② 講演会などの主催

ア 教育、学術、文化、産業に関する講演会、討論会、講習会、発表会、展示会などを主催すること。

###### ③ 学習・創造活動の助成

ア 住民の要求と地域社会の要請に応じて学習活動を援助すること。

イ 演劇公演会、音楽会、美術展など文化創造活動のための発表の機会と場を提供すること。

###### ④ 教具・学習資料の供与

ア 楽器、実験・実習器具、体育・レクリエーション用具などを個人および集団の活動のために供与すること。

イ 学習に要する資料を、学習過程に即して編成し、供与すること。

###### ⑤ 学習の方法・技術の開発

ア 社会教育の方法・技術について実践的研究、開発を行ない、その普及をはかること。

##### (3) 総合と調整

- ① 機関・団体等の連絡・調整
  - ア 公民館を利用する個人および団体の連絡、協調をはかること。
  - イ 小地域における諸集団の活動に助力すること。
  - ウ 地域における各機関・団体などの行なう社会教育活動との連絡、調整をはかること。
- ② 機関・施設・団体との共同・共催・交流
  - ア 広域に共通な、高度な事業を共同で実施すること。
  - イ 広範な領域にわたる事業を共催すること。
  - ウ 共通課題の解決のために、相互の也流をはかること。
- ③ 人材の開発と活用
  - ア 地域における有志指導者、専門家の発見につとめ、その活動に助力するとともに、その組織的活用をはかること。
  - イ 地域における小集団の結成と連れい助力し、能力（エネルギー）の社会的活用をはかること。
- ④ 世論の形成
  - ア 地域住民の連帯感、市民性を高める事業を行なうこと。
  - イ 地域指導者の協力を求め、世論の形成を助けること。

## 5. 公民館職員の職務内容と研修

公民館職員の職務内容は、その身分、資格および地位と深く関連し、また職責の自覚、現職研修の問題と密接に結びついている。これらのうちの、どの一点において均衡を欠いても、すぐれた職員を公民館に確保することを困難にする。公民館活動の成否を決するカギの一つは、公民館にすぐれた人材を得られるか否かにかかっている。このような認識に立って、身分、職務内容、研修などについての基本線を明確にしたい。

### (1) 館長の身分

- ① 本館には、常勤・専任の館長を必置とすること。
- ② 館長となることのできる者は、社会教育主事の資格をもち、社会教育職員としての勤務経験5年以上の者とする。
  - （移行措置として、現に館長である者は、そのまま5年間は館長の職にとどまることができるものとし、その間にこの条件をみたすようにすること）
- ③ 館長は、教育公務員特例法第2条第4項にいう専門的教育職員とすること。
- ④ 館長の任用、公立学校の校長に準じて行なうこと

とが望ましいこと。

- ⑤ 館長は、なるべく広域間の交流ができるよう制度の改正を考慮すること。

### (2) 館長の職務内容

- ① 館長は、法の定めるところによる公民館の行なう各種事業の企画・実施および、公民館の経営に必要な事務執行の最終責任者であること。

＜注＞公民館の経営に必要な事務とは、施設、設備の維持管理、文書の処理、予算決算等の経理事務および渉外事務等をいう。

- ② 館長は、その所属の職員の任免につき、任命権者に意見を具申しうるものとする。
- ③ 館長の専決事項は、教育委員会規則において、なるべく大幅に規定すること。

### (3) 館長の研修

- ① 館長は、教育公務員として研修の機会が与えられること。
- ② 館長の研修は、法に定めるもののほか、実施者が他の教育機関に委託することができるものとする。
- ③ 館長の研修内容は、その職務の専門的知識を深めるとともに、広く内外政治・経済・社会の情勢と、とくに社会教育の動向とを的確には握し、その職責と自覚と職務遂行上の能力とを高めるようなものであること。

### (4) 主事・主事補の身分

- ① 公民館主事に任用しうる者は、社会教育主事の資格をもつものであること。
  - （移行措置として、現に公民館主事である者は、そのまま5年間は其の職にとどまることができるものとし、その間にこの条件をみたすようにすること）
- ② 公民館主事は、教育公務員特例法第2条第4項にいう専門的教育職員とすること。
- ③ 公民館主事の給与は、同一資格、同一経験年数の公立義務教育学校教員と同等以上とし、館長および主事補を含めて独自の給与体系を設定することが望ましい。
- ④ 公民館主事補に任用しうる者は、次の各号の1に該当するものとする。
  - ア 学校教員の資格を有するもの。
  - イ 社会教育主事講習の受講資格を有するもの。
  - ウ 農業改良普及員、社会福祉司、栄養士、保健婦等の資格を有するもの。
- ⑤ 公民館主事および同主事補の任用は、公立学校教員に準じて行なうことが望ましい。
- ⑥ 公民館主事および同主事補は、なるべく広域間

の交流ができるよう制度の改正を考慮すること。

(5) **主事・主事補の職務内容**

- ① 公民館主事は、法に定めるもののほか、公民館の対象区域の住民または各種団体が、公民館の施設・設備を利用して各種の教育的事業、行事を実施するにあたり、求めに応じてその企画、運営上の相談に応ずること。
- ② 公民館主事は、公民館が開設する相談事業の実施にあたり、または専門的相談担当者との連絡にあたること。
- ③ 公民館主事補は同主事の職務を助けること。

(6) **主事・主事補の研修**

- ① 公民館主事は、教育専門職員として研修の機会が与えられること。
- ② 公民館主事に求められる社会教育に関する専門的教養の領域は、つぎのようであること。
  - ア 基礎部門 公民館経営論，社会教育概論，社会教育方法論，社会教育史，社会教育行財政
  - イ 特殊部門 比較社会教育学，視聴覚教育，通信教育，学校開放，同和教育，職業教育及び職業指導，図書館学，成人教育，青少年教育。体育・レ

クリエーション指導（実技），家庭教育，カウンセリング，ガイダンス，広報学

ウ 一般教養部門 教育原理，教育史，教育社会学，教育経営学，教育心理学，社会心理学，文化人類学，文化史，社会学，法律学，政治学，経済学統計学，自然科学（科学史を含む），哲学，倫理学，論理学，芸術学，文学，宗教学等

<注>基礎部門は必修とすること。

- ③ 主事の研修は、法の定めるもののほか、実施者が他の教育機関に委託することができるものとし、とくに小地域における自主的、継続的な研究集会が奨励されることが望ましい。
- ④ 公民館主事補の研修は、主事資格の取得を目ざして、任命権者その他によって実施されること。

(7) **その他の職員**

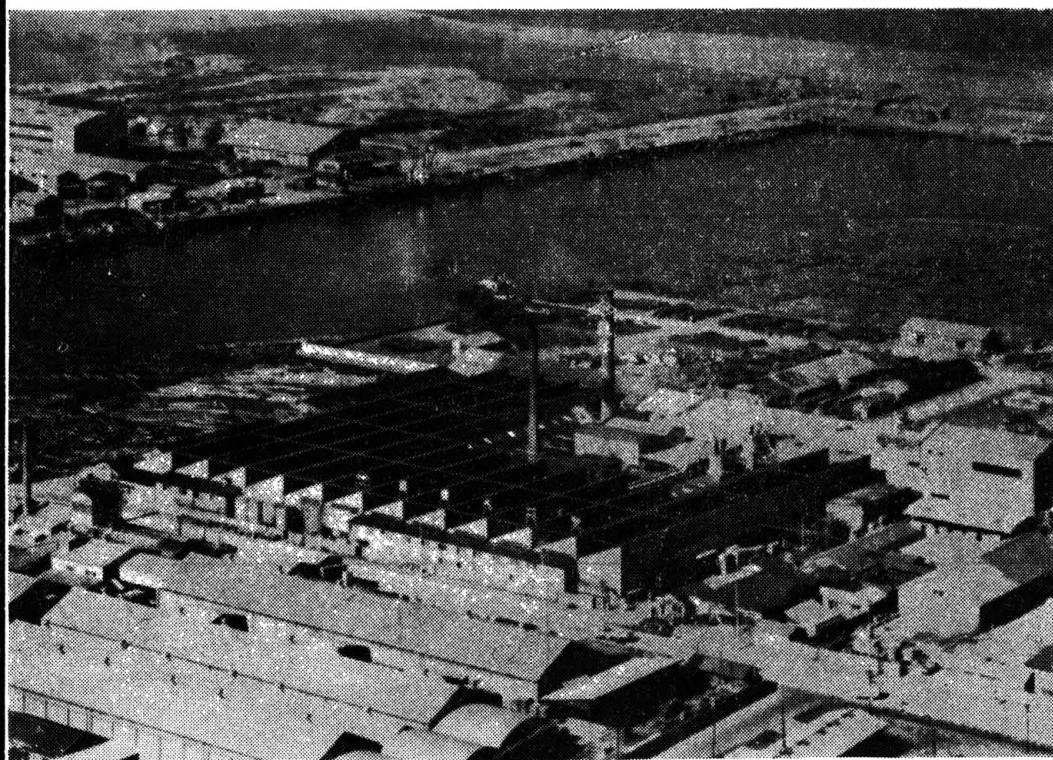
- ① 公民館には事務職員，用務員等をおくこと。
- ② 事務職員，用務員等は，館長の命をうけ庶務その他の職務に従事すること。
- ③ 事務職員，用務員等は，一般公務員であること。

== M E M O ==



合板の **ダンクニ**

西日本合板界の  
パイオニアとして躍進する  
総合木材工業の雄



本社・本社工場



**段谷産業株式会社**

本社・北九州市小倉区東港町4の3 電(56)6331~9  
東京・大阪・札幌・名古屋・出雲・岡山・広島  
松山・下関・北九州・福岡・長崎・熊本・鹿児島

# 酒 は 成 務 正 宗

福 岡 県 苧 田 町 与 原

醸 造 元 増 田 酒 造 場 TEL②0352

犀 川 名 所

## 犀 川 観 光 温 泉 セ ン タ ー

京 都 郡 犀 川 町 TEL 117 犀 川 駅 より 100m

銘 菓 峰 の 月 ・ 祝 仏 事 用 菓 子

## 宮 川 峰 月 堂

京 都 郡 犀 川 町 TEL 39

主 催 福 岡 国 税 局  
於 新 酒 鑑 評 会

### 清 酒 九 州 菊

最 高 位 金 賞  
大 リ ボ ン 受 領

京 都 郡 犀 川 町 崎 山

### 林 酒 造 場

### 生 徒 募 集

大 型 車 ・ 普 通 車 ・ 軽 自 動 車 ・ 自 動 二 輪 車

実 技 試 験 免 除

福 岡 県 公 安 委 員 会 指 定 入 学 日  
日 本 自 動 車 学 園 チ ェ ー ン 校 毎 週 土 曜

### 苧 田 自 動 車 専 門 学 校

京 都 郡 苧 田 町 大 字 集 2637  
TEL 代 表 ④ 0 8 3 5

宴会、結婚式は **高木屋** で !!

中津市枝町 TEL 代表 ②0017・②3656

**富士菊製麺工場**

代表者 小木戸 利 幸

豊前市大字三毛門 1087の1

電話 豊前 (09798) 代表 3355番

有限会社 **松田石油店**

代表取締役 松田 慈 桂

豊前市大字赤熊 1341

電話 豊前局 2121 有線 5-1508

② **しょうゆ**

農林省認定工場 **二反田醤油店** 中津工場

中津市上宮永町 電話 中津 2354番

**耶馬溪定期観光バス**

<毎日運行>

中津駅前

10時30分出発 17時30分帰着

豊後森駅前

10時5分出発 15時40分帰着

九州横断道路・九重高原長者原

**九重ハイランドホテル**

国民宿舎部併設

収容人員 一般 350名 学生 680名

料金 ホテル部 1,600円~5,000円

国民宿舎部 990円

**大分交通**

銘酒

桜の露

角屋酒醸株式会社

TEL 豊前市山田町  
二〇五三

銘酒

豊の寿

後藤酒造合資会社

TEL 豊前市横武町  
合河局一三

清酒

二葉松

於四十二年福岡国税局清酒鑑評会

優等金大リボン賞受領

丸江酒造場

TEL 豊前市八屋町  
二一八番

清酒

鶯の娘

郡司掛酒造場

TEL 豊前市黒土町  
二二三番

清酒

# 國玉

白川酒造場

福岡県築城町安武一四〇  
電話 築城五〇六番

日本醇良清酒

# 蒜生菊

醸造元 高嶋酒造場

福岡県築上郡椎田町高塚大字高塚  
電話 一〇〇番

中津名産

# 蛤志る夫

武蔵屋 総本店

中津市牛神町  
電話 一一九一番

日本醇良清酒

# 興英

高野酒造場

福岡県大平村大字土佐井

# S—M—A ミルク

## S—M—A ミルクの理論的根拠

- 前提** 母乳が乳児にとっては最高の栄養である
- 目標** あらゆる必須な特性を考えての母乳の複製
- 完成** 事実上栄養と消化に関するあらゆる要素が、健康なおかあさんの母乳に全く類似する独特の母乳化調製乳
- 結果** 母乳栄養と哺乳ビン授乳の便利さを兼ね備えた

### S—M—A ミルク



### S—M—A の改良 S—26 育児粉乳の創製

母乳と同じ蛋白質ラクトアルブミンとミネラルを母乳と同じ割合に含んでいる S—M—A を改良した世界第一のミルク



赤ちゃんは親の与えるミルクを無条件で飲んでいる ミルクの選択は母親の責任です



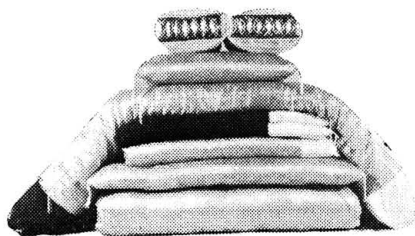
S—M—A ミルク・S—26 ミルク 特約店

株式会社 **新 義 洋 行**

豊前市東八幡町

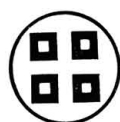
TEL 3353 番・3354 番

信用を育ててこの道五十年 <創業大正六年>



—主要取扱商品—

寝 具 一 式  
室 内 装 飾 品  
和 洋 家 具



増 田 商 店

豊 前 市 昭 和 町  
TEL (豊前局) 2317・3072・3073

豊 前 市 金 融 団 (イロハ順)

＝ゆたかな生活、生みだす貯蓄＝

西日本相互銀行八屋支店	TEL 3343
豊和相互銀行八屋支店	TEL 2247
築上信用金庫	TEL 3377
大分銀行宇島支店	TEL 3336
福岡銀行八屋支店	TEL 3330
福岡相互銀行八屋支店	TEL 3360

お買物は **そごーストア** で

そごー 豊前店 TEL 2631  
そごー 行橋本店 TEL②2340  
そごー 椎田店 TEL 159  
そごー 高田店 TEL 3050

全国観光土産品連盟推奨

豊前銘菓 八屋饅頭・蜂蜜房露  
最中 石楠花

**出 水 製 菓**

豊前市東八幡町 TEL 3716

全国観光土産品連盟推奨

豊前名産 しやくなげの香

**武 蔵 屋 菓 子 舗**

豊前市昭和町 TEL 2575

全国観光土産品連盟推奨

石楠花羊羹

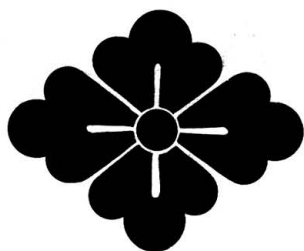
**末 広 製 菓 舗**

豊前市新天街 TEL 2347



全国を代表する衛生紙

チリ紙は花菱、京花菱



色を見て下さい！

質を見て下さい！

使ってみて下さい！

## 大分製紙株式会社

本社工場 大分市錦町2丁目 TEL (代) ④7777

豊前工場 豊前市三毛門町沓川 TEL 2101

小倉支店 北九州市小倉区富野西鳥越町 TEL ⑤21152

汐 湯

### 港 屋 旅 館

豊前市宇島元町 TEL 豊前 2157

旅 館

### 築 上 館

豊前市二葉町 TEL 豊前 2021

風 光 絶 佳

### 明 神 汐 湯

豊前市明神ヶ浜 TEL 豊前 2636

祝 公民館大会

# 福岡相互銀行八屋支店

豊前市八屋町 TEL 豊前 3360・3361

宇島駅構内営業 毎度有難うございます

宇の島タクシー  
申 央タクシー  
豊 前タクシー

御利用は

## 豊前タクシー組合へ

TEL (豊前局) {2029・2229  
                  {2246・3462

ホンダ. 二輪. 四輪.



## 松本モータース

豊前市昭和町 TEL 2146

日本楽器特約店



## ナガト楽器 株式会社

# 日本楽器

中津市日の出町 TEL 816・834

豊前市中央区 TEL 772

 美しい印刷

## 大洋印刷紙器株式会社

中津市東本町 TEL (代) ②1700

## 内田産科婦人科医院

内 田 定 勝  
内 田 敬 久

福岡県行橋市魚市場通 電話 ②0155・1898

駅弁当、折詰料理仕出し専門

## 株式会社 小松商店

行橋市駅前 TEL ②0044番

(KOKUYO)

コクヨ 感光紙 特約店  
スチール製品

ケント、理科器具、スライド、化学実験器具 特約店

## 鬼木商店

代表者 鬼 木 旦

行橋市中町 TEL 2-0343





結納茶一式全國銘茶

日本の良さ・美しい女性・おいしい茶

推せん茶問屋

静岡園

行橋 2-0534

銘菓

行橋饅頭

行橋名産

連歌最中

行橋市西町

大村大月堂本店

TEL ② 0149

新刊書籍・雑誌

信光堂書店

行橋駅通り  
TEL ② 0348

各種 { 毛糸・線・糸・釦・裏地  
洋和裁用具 卸・小売

合資会社 西毛糸店

代表社員 西貞雄

行橋市魚町  
TEL ② 2323

# 九州視覚教育事業者連合会

会 社 名	住 所	営 業 種 目
㈱エルモ社九州営業所	福岡市下川端町10番10号	(28)4131 16耗, 8耗映写機, 撮影機
映機工業 ㈱九州支社	// 御供所町2番55号	(29)6143 16耗, 8耗映写機
㈱大沢商会福岡支店	// 奈良屋町7番18号	(28)6431 16耗, 8耗映写機, 撮影機
㈱新協社	// 中呉服町6番1号(善導ビル)	(28)4228 16, 8フィルム, スライド
㈱九州共同映画社	// 天神4丁目1番18号(サンビル)	(74)7112 16耗フィルム
㈱教育映画配給者九州支社	// 店屋町8番18号(日産生命館)	(29)2316 //
十六ミリ映画 ㈱福岡出張所	// 天神2丁目14番2号(福岡証券ビル)	(75)0858 //
東映 ㈱教材映機本部九州営業所	// 天神2丁目9番18号(同和ビル)	(75)0178 16, 8フィルム, 8耗映写機, ミュージックボード
日本光芸 ㈱福岡営業所	// 天神2丁目4番25号	(74)7395 スライド映写機, スライドフィルム, スクリーン
北辰商事 ㈱福岡営業所	// 天神2丁目14番2号(福岡証券ビル)	(74)6628 16耗映写機 総合視聴覚センター
近藤電気工業 ㈱福岡営業所	// 綱町5番3号	(29)4890 電写用各種ランプ

## EIMO

### 新しいタイプの映写機 <sup>8mm</sup>/<sub>16mm</sub>

新製品発売!

◎スーパーシングル8mmトーカー映写機

エルモST-8 免税89,000円  
課税98,000円

- ・特殊新光源ハロゲンランプで従来のランプより数倍明い
- ・完全オートロード方式・AGC回路完全録音

◎エルモ16mmトーカー映写機 F16-1000 175,000円

- ・オイル循環方式
- ・オールドランジスター
- ・小型軽量15K

◎エルモ16mmトーカーセノン

XP-300W映写機 420,000円

- ・大陽光線に近い光源色調が得られます
- ・何処よりも軽く小型です
- ・普通電源で出来ます

エルモ代行店

北九州市小倉区米町4丁目  
TEL ⑤ 0419・3445

(株) 岡林写真機店 AV課

## 晴天堂楽器店

電 行  
話 橋  
②② 市  
三〇 駅  
〇三 通  
七〇 番  
〇二 番  
番 り

ヤマハピアノ・オルガン・エレクトーン  
教育楽器・レコード・楽器一般

皆様の音楽設計にミュージッククロンをおすすめいたします。

暮らしにうるおいを  
生活にリズムを!

# 博多駅前本社移転

記念品、贈答品、PR用品

株式会社 **ヒ** **口** **カ** **ネ**

本社 福岡市三社町（博多駅前）TEL ㉓ 5661代表  
記章部 福岡市東中洲電停前 TEL ㉓ 0010・1110

明るい未来をつくる  
堅実なニシギン・コース



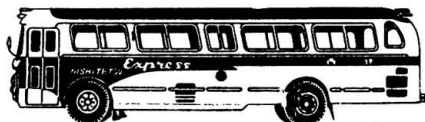
あなたのお好きなコースをお選びください！  
普通預金・ニコニコ積金・リレー定期・イチワリ貯金

リスのぎんこう

## 西日本相互銀行

ゆったり座って

# 九重へ直行



座席指定の特急バス

福岡・佐賀・久留米・北九州から運行

※お申込み・お問合せはお近くの西鉄案内所・バス営業所へ



# 神経痛・疲労

治療効果を高めた活性ダブルB<sub>1</sub>構造

●体内吸収がよく早く強く働きます●しかも効果が長時間、持続します●いやな臭いがまったくありません  
独自の〈活性ダブルB<sub>1</sub>構造〉がもつ数々の優秀性が高く評価され、ハイベストーンは、シェーリング社(株)をはじめ33カ国へ進出!

活性ビタミン複合剤

# ハイベストーン<sup>®</sup>

5 mg  
25 mg  
50 mg



このマークの  
薬局・薬店  
だけで販売して  
おります

肩こり・疲労・五十肩  
神経痛・筋肉痛・腰痛  
糖尿病・疲れ目・便秘など



〈常に研究し前進する田辺製薬〉





# 西部瓦斯株式会社

取締役社長 山 崎 宮 市

福岡市警固沖田町9の1

TEL ⑦ 7 3 3 5

# 九州電力株式会社

取締役社長 瓦 林 潔

# 映画フィルムの貸出しのご案内

## 福岡県貯蓄推進委員会

福岡県貯蓄推進委員会（事務局—日本銀行福岡支店）では、広く県民のみなさんに貯蓄の重要性や、生活改善と貯蓄との深いつながりを知っていただくため、身近かな生活の問題を扱った劇映画や、生産・消費の合理化を扱った記録映画、家計簿記帳学習用スライドなど数多く準備しております。

公民館、婦人会、青年団、こども会などの各種集会に無料でお貸ししますから、ご希望の向きは下記へお申し出ください。

### ○日本銀行福岡支店

福岡市天神4丁目2番1号  
電話福岡②2031（代）

### ○日本銀行北九州支店

北九州市小倉区紺屋町2073の3  
電話 小倉 ③ 3581（代）

## 主な映画とスライド

限りなき友情	劇	29分
風光る日に	〃	56
おこづかい	〃	18
おかあさんのうた	〃	29
父と母とその子たち	〃	53
家庭の年輪	〃	64
おじさんの上京	〃	30
アメリカの家庭生活		
第1部 子供のしつけ	記録（カラー）	32
第2部 おかあさんの仕事	〃（〃）	28
第3部 アメリカの若い農家	〃	38
北海に生きる	記録	38
東京の空の下	〃	28
火山灰地	〃（カラー）	30
太陽の家族	〃（〃）	30
にっぽん拝見	〃	21
白い鶏舎	〃（カラー）	30
ムツゴロウとこどもたち	〃	31
豊かなくらし	解説	28
国債の話	〃	15
家計簿のつけ方（1～5巻）	スライド	363コマ

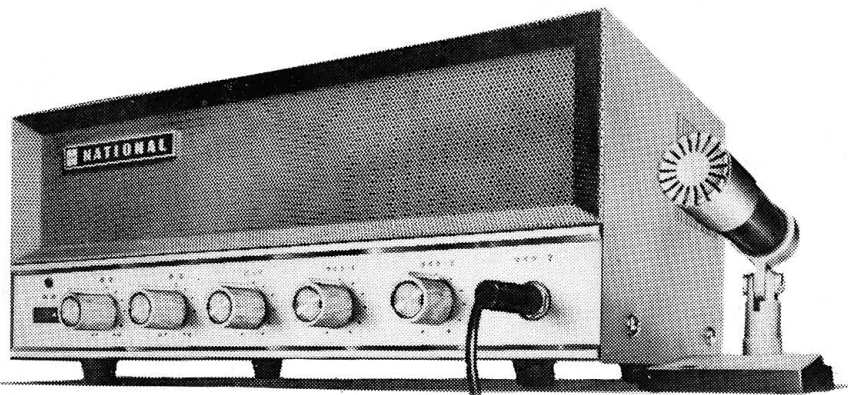
（このほかにも多数用意してあります）

—— 明るい社会を育てる貯蓄 ——

# パナアンプ。シリーズ"誕生

30Wの高出力アンプを2万円台で完成・手軽にお使いいただけます

**パナアンプ。30** 《30W卓上アンプ》  
 正価 **23,500円**



- |  |                  |                   |
|--|------------------|-------------------|
| ★10W携帯アンプ                                      | <b>パナアンプ。10</b>  | 正価 <b>13,800円</b> |
| ★10W携帯アンプ(ラジオ付)                                | <b>パナアンプ。10R</b> | 正価 <b>18,000円</b> |
| ★10Wトランジスタアンプ                                  | <b>パナアンプ。10T</b> | 正価 <b>18,000円</b> |
| ★20Wトランジスタアンプ                                  | <b>パナアンプ。20T</b> | 正価 <b>23,000円</b> |
| ★60W総合アンプ<br><small>(モンタスピーカ・スイッチボード付)</small> | <b>パナアンプ。60</b>  | 正価 <b>49,800円</b> |
| ★60W総合アンプ<br><small>(ラジオ・スイッチボード付)</small>     | <b>パナアンプ。60R</b> | 正価 <b>54,500円</b> |

## ナショナルパナアンプ。



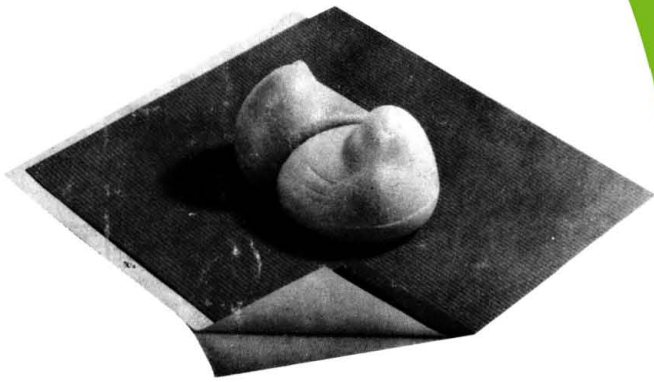
**松下通信**

### カタログ進呈

松下電器産業株式会社九州特機営業所	福岡市冷泉町4番17号	TEL福岡283331
松下電器産業株式会社北九州特機出張所	北九州市小倉区鍛冶町7の101	TEL小倉535221
松下電器産業株式会社南九州特機出張所	鹿児島市松原町1番17号	TEL鹿児島24775
北九州ナショナル通信工業株式会社	北九州市小倉区宇佐町1の2	TEL小倉533962

九州でいちばん  
人気のあるおみやげ

数でも味でも  
2倍たのしい!



ひよ  
ひよ  
まなか

たまごのキミガ  
たっぷり入った  
かわいいお菓子!



名菓  
ひよ子

ひよ子のお店  
博多・飯塚・北九州・東京